

平成27年第1回せたな町議会定例会 第1号

平成27年3月4日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 社会福祉事業に対する信頼回復に関する調査特別委員会調査報告
- 6 議案第1号から議案第11号、議案第41号から議案第46号を一括上程
〔平成27年度町政執行方針〕
〔平成27年度教育行政執行方針〕
〔平成27年度各会計予算案等に関する提案説明〕
〔予算審査特別委員会設置・正副委員長互選〕
- 7 議案第12号 平成26年度せたな町一般会計補正予算（第9号）
- 8 議案第13号 平成26年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 9 議案第14号 平成26年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第15号 平成26年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 11 議案第16号 平成26年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 12 議案第17号 平成26年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 13 議案第18号 平成26年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算（第4号）
- 14 議案第19号 平成26年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 15 議案第20号 平成26年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 16 議案第21号 平成26年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 17 議案第22号 平成26年度せたな町病院事業会計補正予算（第4号）

○出席議員（10名）

2番 本 多 浩 君	3番 大 野 一 男 君
5番 平 澤 等 君	6番 石 原 広 務 君
7番 小 平 久 君	8番 澤 田 光 子 君
9番 大 湯 圓 郷 君	10番 細 川 伸 男 君
11番 熊 野 主 税 君	12番 菅 原 義 幸 君

○欠席議員（1名）

1番 奥 村 喜美男 君

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高	橋	貞	光	君
教育委員会委員長		田	井	重	久	君
農業委員会会長		三	上	博	則	君
選挙管理委員会委員長		大	坪	観	誠	君
代表監査委員		残	間		正	君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高野利廣君
総務課長	西村晋悟君
財政課長	高田威君
税務課長	堂端重雄君
町民児童課長	中野真一君
保健福祉課長	丹羽優君
産業振興課長	鎌田勝幸君
建設水道課長	原進君
出納室長	原田一美君
国保病院事務局長	小林安晴君
総務課まちづくり推進室長	黒澤智彦君
総務課長補佐	高橋純君
財政課長補佐	神田昌君
税務課長補佐	横川忍君
町民児童課長補佐	佐々木真由美君
町民児童課長補佐	坂谷洋二君
保健福祉課長補佐	西田良子君
保健福祉課長補佐	元島敬二君
産業振興課長補佐	佐藤英美君
産業振興課長補佐	八木忠義君
産業振興課長補佐	洪田彰人君
建設水道課長補佐	松本健裕君
建設水道課長補佐	尊保和仁君
出納室長補佐	関功悦君
国保病院事務局次長	小坂橋司君
総務課主幹	阪井世紀君
税務課主幹	佐々木正人君
町民児童課主幹	濱登幸恵君

保 健 福 祉 課 主 幹	上	野	宏	行	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
産 業 建 設 課 主 幹	三	浦	剛	大	君
産 業 建 設 課 主 幹	浜	高	正	明	君
農業センター副所長	沼	口	英	樹	君
建 設 水 道 課 主 幹	久 津	間		智	君
建 設 水 道 課 主 幹	上	田	一	男	君
建 設 水 道 課 主 幹	平	田	大	輔	君
国保病院事務局主幹	伊	勢	千 佳	子	君

《大成総合支所》

総 合 支 所 長	岡	崎	邦 三 郎	君
産 業 建 設 課 長	佐	野	英 也	君
地域町民課長補佐	木	村	一 夫	君
地域町民課長補佐	萩	原	勝 幸	君
産業建設課長補佐	沖	崎	孝 純	君
産業建設課長補佐	杉	村		彰 君
国保病院大成診療所事務長	古	守	幸 治	君
地 域 町 民 課 主 幹	中	川		讓 君
大成水産種苗育成センター主幹	栄	田	武 志	君

《瀬棚総合支所》

総 合 支 所 長	駒	谷	正 義	君
産 業 建 設 課 長	福	士	裕 継	君
養護老人ホーム三杉荘所長	新	保	修 二	君
地域町民課長補佐	濱	口	喜 秋	君
産業建設課長補佐	松	岡	義 明	君
国保病院瀬棚診療所事務長	高	木	雅 彦	君
地 域 町 民 課 主 幹	古	畑	英 規	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平	賀	英 治	君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長	成	田	円 裕	君
教育委員会事務局長	篠	塚	三 喜 郎	君
大成教育事務所長	辻		雄 一	君
教育委員会事務局次長	丹	羽	小 百 合	君
瀬 棚 教 育 事 務 所 長	三	浦	孝 史	君
給食センター副所長	早	川	克 紀	君
教育委員会事務局主幹	増	田	和 彦	君

教育委員会事務局主幹	上	野	朋	広	君
教育委員会事務局主幹	黒	澤	美	知子	君
北 檜 山 幼 稚 園 長	鎌	田	郁	美	君
大成教育事務所主幹	杉	村	輝	明	君
社 会 教 育 係 長	奥	村	大	樹	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	吉	崎	照	人	君
---------	---	---	---	---	---

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	西	村	晋	悟	君
書 記 次 長	高	橋		純	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	佐々木	正	則	君
事 務 局 次 長	横	川	洋	二 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	佐々木	正	則	君
事 務 局 次 長	横	川	洋	二 君
事 務 局 書 記	松	林		功 君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） おはようございます。

1 番、奥村喜美男議員から欠席の届け出がありました。

ただ今の出席議員 10 名で定足数に達していますので、平成 27 年第 1 回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 117 条の規定により、議長において 5 番、平澤等議員、6 番、石原広務議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（菅原義幸君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から 3 月 13 日までの 10 日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から 3 月 13 日までの 10 日間と決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第 3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは行政報告をさせていただきます。

温泉ホテルきたひやまに対する保健所の行政指導についてご報告申し上げます。既に議員の皆様ご承知のとおり、この度、温泉ホテルきたひやまに対し保健所から行政指導があったところでござ

います。内容は、製麺業の許可を得ていない場所で打った蕎麦をホテル側が承知していながら、レストランにて利用客に提供していた問題です。町がホテル経営の指定管理者として指定している北檜山観光振興公社が起こした問題でありますことから、大変残念であり、まちとしても申し訳なく思っております。町民各位、また議員の皆様にもお詫び申し上げる次第です。

なお、ホテル側では3月6日臨時株主総会を開催し、社長は、株主に経緯を説明し、陳謝して自らの進退出处を含めて協議をするようであります。

一方、地元そば愛好会のメンバーに、まちの職員が複数、今回の蕎麦の提供に関わっていたことが判明し調査をしていたところであります。まちの職員として法令を遵守しなければならない立場にありながら、法律に抵触する行為をしていたことは誠に遺憾であります。

この点につきましても、深くお詫び申し上げます。

本件につきましては、産業教育常任委員会での継続審査となっておりますので、その結果を次回常任委員会で報告することになっております。なお今回の蕎麦提供に関与した町職員については、懲戒処分審査委員会に諮ったうえで、処分をまいります。

次に大成歯科診療所の今後の診療体制についてでございます。去る2月19日の議員懇談会におきまして、長年にわたり大成区歯科診療業務を担っていただいております宮田医師が2月16日に函館の方で亡くなったとの連絡があった旨報告させていただいたところであります。

今後の、大成歯科診療所の診療体制であります。2月27日の夕方に大成歯科診療所小田歯科衛生士が来庁され、現在、鈴木歯科医師と再開に向けた話し合いを行っており、今週中に一定の方向性についての結論をお話ができるとのことであります。したがって、その方向性が見えるまで当面は休診とせざるを得ないものでございます。繰り返しとなりますが、今週中に一定の方向性の結論付けがなされると思いますので、方向付けが定まりましたら、今会期中に再度ご報告をさせていただきます。

次です。本町における空家調査の状況についてご報告申し上げます。昨年5月から調査を実施してきました本町の空家の状況につきまして、概数を取りまとめましたのでご報告申し上げます。せたな町全体の空家件数は418件であり、内訳としましては北檜山区164件、瀬棚区39件、大成区215件でございます。今後は、平成26年11月27日に公布された空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて、調査をさらに深め、データベースの整備を行い、その活用や必要な対策について検討を進めてまいります予定でございます。

次の工事発注状況と町長、副町長の動向につきましては、別紙のとおりでございます。ご参照していただければと思います。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 社会福祉事業に対する信頼回復に関する調査特別委員会調査報告

○議長（菅原義幸君） 日程第5、社会福祉事業に対する信頼回復に関する調査特別委員会調査報告を行います。報告は、せたな町社会福祉協議会の運営及び社会福祉事業の信頼回復についてです。

委員長の説明を求めます。

熊野委員長。

○11番（熊野主税君） せたな町議会社会福祉事業に対する信頼回復に関する調査特別委員会調査報告をいたします。

平成26年9月17日の第3回せたな町議会定例会において設置された当委員会は、委員会構成を含め4回開催し調査をいたしました。調査結果として、事件の概要は、せたな町社会福祉協議会元職員の6年間にわたり一般会計、特別会計及び愛情銀行を不正経理し着服を重ね、着服被害金額は728万4,742円と多額であり、町民に社会福祉協議会に対し大きな不信感を与えたものであります。事件の発生の原因は、基本的な倫理観、経理規定、事務処理の監査監視機能が行われていなかったもので、これを踏まえ職員倫理、法令等の遵守、人事管理、監視体制を強化をし、再発防止に取り組むべきである。今回の事件により社会福祉協議会、以下、社協と言います。には厳しい監視と批判が寄せられております。社協は民間組織としての自主性を持つと同時に、広く町民や社会福祉関係者に支えられた公共性を有する団体であります。社協の事業予算は町民からの会費、寄附金などの浄財と、まちからの補助金が大宗を占めており、公正で透明性のある事業実施が望まれる。こうしたことから各種事務事業の再点検を行い、再びこのような事件を繰り返さないよう時宜にかなった検証と改善を重ねることが必要である。今回の不祥事を契機に会長以下、役職員が倫理観を醸成し、社協の目的である町民主体の理念に基づき、地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることにより、福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指すという原点に立ち、町民の信頼回復に努められることを強く望むものである。また、まちにおいては今後の社協の運営について、指導は勿論のこと、前述した社協の目的達成のために、まちと社協の密接な連携の下、福祉のまちづくりに取り組まれることを求めるものである。

以上、本特別委員会の調査報告といたします。

○議長（菅原義幸君） お諮りいたします。

本件についての委員長報告は質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、せたな町社会福祉協議会の運営及び社会福祉事業の信頼回復については、報告済といたします。

以上で、社会福祉事業に対する信頼回復に関する調査特別委員会調査報告を終わります。

◎日程第6 議案第1号ないし議案第11号及び議案第41号ないし議案第46号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、議案第1号 平成27年度せたな町一般会計予算から議案第11号 平成27年度せたな町病院事業会計予算までの11件と議案第41号 せたな町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてから議案第46号 指定管理者の指定についてまでの6件、合わせて17件を一括議題といたします。

最初に、町長の町政執行方針について説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは平成 27 年第 1 回せたな町議会定例会の開会にあたり、町政執行への私の所信と基本的な施策の概要を申し上げ、町民の皆様をはじめ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

旧 3 町が合併して誕生した、せたな町の町長として、私が町政の舵取りを担わせていただいてから間もなく 9 年半が経とうとしています。私はこれまで町民が安心して、健康で豊かに暮らすことができるまちづくりを念頭に、誠心誠意全力を傾注してまいりました。この間、合併後の最重要課題であった財政の健全化を目指し、医療体制の再編をはじめ、公共施設の統廃合、職員等の給与の独自削減や定数の削減など、身を削る行財政改革を断行してまいりました。その結果、懸案の財政健全化にも一通りの目処が立ち、福祉・介護・子育て支援対策や基幹産業である農林水産業をはじめとする各種産業の振興対策など、多くの施策を推進してまいりましたが、概ね順調に推移しているものと判断しております。これもひとえに町民の皆様をはじめ、議員の皆様の温かいご理解とご協力によるものと心から感謝を申し上げます。

さて、我が国の地方人口は減少の一途をたどっており、昨年 7 月の民間調査機関の発表によると、2040 年のせたな町の人口は 4,000 人を切ると推計されており、この流れに歯止めをかけなければまちが消滅してしまうのではと危惧されております。国は昨年 12 月、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところであり、地方公共団体には、地方版総合戦略等の策定が求められています。まちは、地方創生を重要施策の一つと位置付け、地域の実情を踏まえ、様々な資源や特性を最大限に活かしながら、直面している課題に正面から取り組んでいくこととしており、総合戦略等の策定にあたっては、幅広い年齢層からなる住民をはじめ、関係機関、関係団体で構成する推進組織を設置し、方向性や具体策について検討するなど、広く関係者の意見を反映してまいります。

また、地方交付税の合併優遇措置が終了し一本算定に移行となり、段階的に交付額の削減が始まる平成 28 年度を見据え、第 2 次行政改革大綱を推し進め、職員と一丸となり更なる行財政改革に取り組んでまいります。

本年 9 月 1 日には合併 10 周年を迎えることから、記念式典の開催、婚姻届出記念品贈呈、四季のカレンダー作成、オリジナルナンバープレート交付などの町主催事業と、町民から提案のあった 4 つの事業に係る経費について予算計上しております。また合併 10 周年を契機に、より豊かで魅力あるせたな町を将来にわたって築きあげていくことを期する日として、9 月 1 日を町民の日と定めるため、条例の制定を本定例会に提案いたします。

さて、平成 27 年度せたな町予算につきましては、国の予算編成方針や地方財政計画の基本的な考え方を踏まえ、予算編成にあたったところであります。

はじめに、一般会計予算について申し上げます。予算額は 90 億 8,059 万 5,000 円となり、前年度比 1 億 8,868 万円、2.1%の増となっております。

歳出の主なものは、継続事業では、せたな消防署大成支署及び瀬棚分遣所整備に係る総合支所改修事業、定住対策である定住化促進住宅奨励事業、せたな消防署庁舎新築工事に係る負担金など、また、新規事業では、魅力ある店舗づくり事業、小中学校の I C T機器導入事業、給食センターの

蒸気・温水ボイラー等改修工事などの予算を計上いたしました。

一方、歳入では、歳入の6割を占める地方交付税については、普通交付税では地方税収の伸び等を考慮し、前年度比3%減の50億7,185万1,000円、特別交付税では前年度実績などを踏まえ、前年度比10%増の5億5,000万円をそれぞれ計上いたしました。

地方債では、適債事業13件のほか、財源不足を解消するための臨時財政対策債の借入れを見込み、前年度比44.1%増の13億550万円を計上いたしました。

また、縁故債の繰上償還や高金利の起債を繰上償還することにより、旧町から引き継いだ212億円の起債残高は、平成27年度末の見込みでは約138億円となり、10年間で74億円の削減が図られる見通しであります。

次に、特別会計であります、9つある特別会計予算の総額は45億7,554万3,000円となり、前年度比7億6,290万2,000円、20%の増となったものであります。

以下、主な施策について申し上げます。

第1に健やかに暮らせる福祉のまちの推進に努めます。はじめに保健、福祉、介護施策について申し上げます。少子高齢化や核家族化の進展に加え、社会経済の仕組みや地域住民の生活スタイルが変化するなか、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ちながら、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、保健、医療、福祉、介護など各分野が連携を図り、健康づくりの推進や生きがいづくりへの支援、福祉、介護サービスの提供体制の充実に向け、施策を展開してまいります。

保健施策につきましては、子どもを安心して生み育てることができるよう訪問指導、健診、健康相談などを通じて母子保健事業を推進するとともに、本年度より新たに5歳児健康診査を実施し健診事業の充実に努めてまいります。各種がん検診、特定健康診査については、きめ細かな受診勧奨を行い、疾病の早期発見、早期治療に努めるとともに、健康相談や健康教育など個々の生活習慣に合った保健指導と、健康に関する正しい知識の普及を実践し、町民の健康づくりを支援してまいります。地域福祉、高齢者施策の推進については、本年度施行となる高齢者保健福祉計画、第6期介護保険事業計画に基づいた総合的な保健福祉、介護予防事業の展開を図り、高齢者の自立支援を促進し安心して住み慣れた地域で生活が送れるよう相談、支援体制の充実に努めてまいります。

また、老朽化に伴う瀬棚養護老人ホーム三杉荘の改築整備に係る基本設計業務委託費を予算計上いたしました。

介護保険料については、所得段階の設定を、きめ細かな保険料の設定を行う観点から現行6段階から9段階に細分化し、第6期介護保険事業計画を基に、本年度から平成29年度までの介護給付費等を推計し決めました。高齢化の進展に伴う介護保険事業費の増加や、平成29年度から地域密着型特定施設入所者生活介護サービスを見込んだことにより、介護給付費の増加が見込まれましたが、保険料の上昇を抑制するため介護保険事業基金を繰入れ、被保険者の負担軽減に努めたところであります。

障害者福祉施策の推進につきましては、障害者計画及び本年度施行となる第4期障害福祉計画に基づいた事業の展開と保健、医療、福祉などの関係機関と更なる連携を図り、地域において必要な給付や障害福祉サービス等の提供を図るとともに、障害者総合支援法に基づくサービスや地域生活支援事業に係るサービスの充実に努めてまいります。また障害者雇用の理解を深めるため新たに障

害者を雇用する町内事業者に対して支援し、障害者の就労と社会的自立の促進に努めてまいります。

次に、子育て支援対策については、新たな子ども・子育て支援新制度が本年4月から施行され、より質の高い就学前児童の教育、保育が実施されることとなります。当町では、前年度子育て世帯のニーズや子ども・子育て会議での保護者の意見を踏まえ、せたな町子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。本年度は、この計画を基盤として、保護者が安心して子どもを産み育てることができ、働きやすい環境づくりを一層充実させるため、保育所、子育て支援センター、学童保育所の運営に努めるとともに、保育所での一時保育や延長保育につきましても継続して実施してまいります。また認定こども園については、平成30年度の開設に向け、基本設計において、建設位置等の検討を行ってまいります。

次に国民健康保険事業については、国民皆保険制度の基盤をなしていますが、これまでの制度改革や保険者等の努力にもかかわらず、脆弱な財政基盤という国保制度の構造上の問題は、より一層深刻さを増しています。当町においても、医療費の増加に加え65歳以上の被保険者が約40%を占め、更には加入者の所得が低い傾向にあることから大変厳しい財政運営が続いています。そのため、引き続き一般会計からの繰入れを行うとともに、保険税の収納率向上、医療費適正化、保健事業の推進に取組み、また保険運営の都道府県単位化をはじめとする医療保険制度改革の動向を注視しながら、国保事業の健全で安定的な運営を図ってまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、引き続き北海道後期高齢者医療広域連合と連携しながら、被保険者の皆様が安心して医療給付が受けられるよう円滑な業務の遂行に努めてまいります。

次に病院事業について申し上げます。病院事業につきましては、国保病院及び診療所との連携のもと、町内唯一の救急告示病院として救急医療、初期医療、慢性期疾患などの対応に努めてまいります。これらの医療体制を維持するため、地域医療を支える医師の確保を最重要課題として、引き続き取組んでまいります。国保病院においては、常勤医師3名のほか、応援医師により外来、入院診療の充実、24時間体制の救急医療の確立を図ることとしております。また週2回の整形外科の夜間診療を行い、病院経営の更なる改善を図ってまいります。本年度の主な医療機器の導入では、X線読取装置操作器、訪問診察用としてポータブルエコーを整備することといたしました。病院施設の改修では、停電時に必要な箇所に電力が賄えるよう非常用電源配電盤設置工事などを実施してまいります。大成診療所につきましては、外構整備工事及び車庫等新築工事を実施することとしています。公的医療体制を今後も継続、維持するためには、患者数の減少による医業収益の減収など、厳しい病院経営となっておりますが、更に収支の改善を図るよう努めてまいります。また、救命救急につきましては、道南圏をエリアとする道南ドクターヘリが去る2月16日に運航を開始し、3次医療圏への重篤患者の搬送時間の大幅な短縮や初期治療の迅速な対応が可能となりました。

第2は活力に満ちた産業のまちの推進に努めます。当町の産業を取り巻く情勢は、依然として厳しい状況にあると感じております。このことから第1次産業の持続的な発展を図るため、産業団体との協働による施策展開と併せ、引き続き産業後継者等への支援を行い、将来の本町の産業を支える担い手の確保に努めてまいります。

はじめに、農業施策について申し上げます。農業振興につきましては、農業者や関係機関、団体の総意として、平成24年度に、せたな町農業振興ビジョンを策定し、農業者の皆さんに取り組む

べき方向性を示したところであります。ビジョンの実施にあたっては、農業者の皆さんが主体性を持ちながら、創意と工夫による取組が重要でありますので、国や道、指導機関と連携し多様な支援を行ってまいります。また、まちの主要作目である米については、価格変動も大きいことから産地として安定した売れるコメ作りに向けた農協、生産者の取組に対しても支援してまいります。このほか、本年度から法律に基づいて行われる中山間地域等直接支払や環境保全型直接支払制度についても、各ＪＡ、集落組織と連携して、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

農業センターにつきましては、農協や各生産部会からの要望を踏まえ、各種作物の栽培試験やブロッコリーの種苗提供などを実施するとともに、本年３年目となる、せたな町農業塾を引き続き実施し、農業青年の育成に努めてまいります。

畜産につきましては、家畜飼料の輸入穀物価格が高止まりとなっていることから、昨年に続き農業者の自給粗飼料の生産拡大等に対して支援し、飼料自給率の向上を図るとともに、町営牧場の管理用機械の更新を行い、草地の適正な維持に努めてまいります。また、第３期目となる優良家畜導入事業に対しても継続支援を行い、生産性の向上と農家負担の軽減を図ってまいります。

次に、農業・農村整備事業についてであります。生産基盤の整備につきましては、昨年度から工事が始まった道営愛知地区基盤整備事業のほか、町が事業主体である農業基盤整備促進事業により農地の暗渠排水や区画拡大を継続実施し、生産性の向上や作業の効率化に努めてまいります。また瀬棚区のがんび岱地区農道整備事業による防雪柵の設置事業を継続実施いたします。農業水利施設管理につきましては、今年度から大富地区排水機場のオーバーホールに向けた長寿命計画策定のための調査が実施されるほか、昨年度工事着手した豊岡幹線排水路の機能回復事業を引き続き実施し、農業排水の効率向上と防災対策に努めてまいります。

次に林業についてであります。森林の整備、保全につきましては、せたな町森林整備計画を基調に取り組んでまいります。一般民有林につきましては、国の未来につなぐ森づくり推進事業の活用や除間伐、下刈、作業路などの施業に対する一般民有林造林事業補助などにより、森林所有者の森林整備に対する負担軽減を図るとともに、未利用林地残材の有効活用を図るモデル事業を継続実施し、資源の循環利用を推進してまいります。町有林につきましては、適切な保全管理と循環型の森林整備に努め、二俣地区の町有林循環造成事業を実施するほか、間伐など一体となった路網の整備が必要不可欠なことから、北檜山区共和線の開設工事を昨年に続き実施いたします。鳥獣による人的被害や農林水産物等への被害を防止するため、引き続き狩猟免許や猟銃を取得される方に対し助成を行い、担い手の育成を図るとともに、関係機関と連携し対策を講じてまいります。

次に、漁業施策についてであります。前浜資源の確保を図るため、檜山漁業振興基金を活用したウニ種苗購入事業や深浅移植事業に取り組むほか、日本海漁業の振興対策として北海道が昨年１２月に策定した日本海漁業振興基本方針を基に、北海道と連携し持続可能な漁業振興を図ってまいります。

水産種苗育成センターにつきましては、ナマコ種苗の生産体制を強化して、前浜の資源確保と経営の安定化に向けた支援に努めてまいります。また、漁業者自らが藻場の回復などに取り組む水産多面的機能発揮対策事業につきましても、これらの保全活動が持続的なものとなるよう引き続き支援を行うとともに、貴重な漁業資源を密漁者から守るため、監視カメラ設置など密漁対策にも取り

組んでまいります。

漁港、港湾につきましては、関係機関、団体との連携を十分に図りながら瀬棚港修築事業や上浦漁港整備をはじめとする施設の適切な維持管理と整備に努めてまいります。また主要魚種である日本海地域のサクラマス増殖を図るためには、河川環境の整備が極めて重要であることから、既設砂防ダムの堤体の切り下げなどを、粘り強く関係機関に要望してまいります。

次に商工業関係についてであります。商工業者の経営体質の改善を図るため、商工会に対する運営補助や中小企業経営安定資金融資事業を継続実施し、経営の自立安定を支援いたします。また本定例会に提案しておりますが、地方への好循環拡大に向けた国の緊急経済対策による交付金を活用し、町内での消費喚起と生活支援のためのプレミアム商品券発行や商店街の活性化を図る新たな取組として、店舗や設備改修等に対し助成を行い魅力ある店舗づくりを支援してまいります。

観光の振興につきましては、観光協会が主体となって進めております平成28年3月の北海道新幹線開業を見据えた滞在、体験型観光の推進や情報発信などに対し継続支援を行うとともに、合併10周年に伴う各種イベントへの助成のほか、観光協会組織の体制強化に向け支援してまいります。滞在型観光の拠点となる、まちの温泉宿泊施設温泉ホテルきたひやま及び国民宿舎あわび山荘につきましては、引き続き指定管理者制度により経費の縮減やサービスの向上を図り、適正な施設の維持管理と運営に努めてまいります。

再生エネルギーの推進につきましては、瀬棚区西大里地区周辺において、民間事業者による大規模な風力発電事業計画が平成29年の運転開始を目途に進められており、まちへの経済効果も大きいことから、まちとしても可能な範囲で支援をしてまいります。

第3に自然と共生する安全なまちの推進に努めます。地球温暖化防止など、環境を総合的にとらえた施策を町民と一体となって積極的に進めてまいります。まず、快適な日常生活を送るうえでは欠かせない上下水道事業などの整備について申し上げます。

水道施設整備事業については、平成21年度から大成区で実施している統合簡易水道事業が本年度完了するほか、引き続き北檜山区、瀬棚区の各水道施設についても適正な維持管理を実施いたします。また簡易水道事業特別会計を将来、企業会計に移行することを考慮し、水道施設の固定資産台帳作成経費を予算計上しております。水道事業につきましては、今後も安全で良質な水の確保、安定した水の供給、健全経営を重点項目と位置付け、これまで同様に努力を重ねてまいります。

次に下水道事業であります。引き続き北檜山市街地の排水対策として雨水排水管の新設工事を実施するほか、大成区においても未整備地区に係る污水管の新設工事を実施いたします。また汚水処理に係る維持管理費の削減を図るため、せたなクリーンセンターと北檜山下水処理場の統合事業に係る予算を計上し、厳しい財政状況の折、維持管理費削減に努めてまいります。

なお、水道、下水道使用料につきましては、昨年4月1日から消費税法改正に伴い施行された引き上げ分につきましては、緩和措置として現在まで使用料金に転嫁することなく猶予期間として対応してきましたが、本年4月1日から使用料の原価について、より町民に分かりやすくするために内税方式から外税方式に改め、消費税の引上げ分を町民に負担していただくこととしました。今後においても水道、下水道会計とも健全経営に努めてまいります。

環境衛生については、豊かな自然環境のもと、持続可能な社会を形成していくことが大切であり、

将来にわたり地域の豊かな環境保全に努め、安心して暮らせる生活環境を築くため、家庭ごみ減量化やごみの不法投棄防止などの啓発活動に努めるとともに、昨年から実施した小型家電リサイクルの取組について一層進めてまいります。また本年度も町内会や子ども会などが取り組んでいる資源ごみ回収事業への助成、公共下水道や農業集落排水施設が整備されていない地域での合併浄化槽設置補助についても継続してまいります。

防災対策につきましては、災害発生時の情報伝達に用いる防災行政無線が整備後 20 年以上を経過し、経年劣化が進んでいることから、スピーカーの更新を行ってまいります。防災行政無線戸別受信機につきましては、昨年度から町内の事業所や事務所などにも設置できるよう制度の見直しを行っており、設置の拡充に努めてまいります。また大規模災害発生時には自助、共助の精神が重要なカギとなります。その際、他者からの助けを受けなければ避難することが困難な方がいるのも事実であり、このような他者の助けを必要とする方の一番近くにいるのが家族や近隣住民であります。この自助、共助の精神を踏まえつつ、制度創設 3 年目となる、せたな町地域活動等推進事業補助金の活用を奨励し、自主防災組織の設立を推進してまいります。

次に河川の整備についてであります。1 級河川後志利別川の内水被害対策として本流の河道改修につきましては、昨年度に引き続き実施予定となっているほか、2 級河川太櫓川などの改修工事についても継続して実施され、これらの事業の早期完成に向け今後も国や北海道に対して強く要請してまいります。また平成 22 年度、23 年度と 2 年続けて内水被害をもたらした 2 級河川については、真駒内川の改修工事が引き続き実施予定であり、ほかの河川につきましても早急に対策を講ずるよう関係機関に引き続き強く要請してまいります。

次に交通安全・防犯・消費者対策について申し上げます。交通安全の推進については、当町においては昨年 1 月に死亡事故が発生しましたが、それ以降は関係機関等の取組や町民の皆様の意識向上により交通事故死は起きておりません。しかし一歩間違えば死亡につながるような人身事故が発生しておりますので、ドライバーへのスピードダウンの徹底、薄暮時における早目のライト点灯など一層の安全運転意識の向上を図ってまいります。また、本年度も町交通安全協会や、せたな地区安全運転管理者協会など関係機関、団体と連携し、交通安全期別運動時における街頭啓発の実施、交通安全家庭新聞の配付、幼児や高齢者を対象とした交通安全教育などの取組を推進してまいります。

防犯運動の推進については、当町でも児童の下校中において不審者による声かけ事案が発生しており、学校関係者や地域の方々と連携し、登下校時における見守り活動等を実施し、児童の安全確保に努めてまいります。また、依然として高齢者を狙った悪質な訪問販売や振り込め詐欺が後を絶たないことから、詐欺被害を防止するため、関係機関と連携しながら老人クラブ等の各種会合を通じて広報啓発に努めてまいります。

次に町有施設の解体につきましては、大成診療所改築に伴う旧診療所、老朽化した大成区西部地区倉庫、旧瀬棚商業高等学校体育館のほか、周辺環境に配慮すべく老朽化して用途の終えた教職員住宅や町有住宅の合計 14 棟を解体することとし、今後も年次計画により実施してまいります。

第 4 に多様な交流を生むにぎわいのある快適なまちの推進に努めます。定住の基盤となる快適な住環境を整備し、物流の促進、観光振興を進めるとともに、高次医療施設への搬送など広域的な幹

線道路とのネットワークの構築に努めてまいります。

また地域経済の活性化に重要な役割を担っている地域高規格道路の渡島半島横断道路や北檜山大成線をはじめとする国道や道道、町道の整備、港湾や漁港の整備、バスなど公共交通機関の維持、高度情報通信基盤の充実など、交通、定住を支える生活基盤づくりを推進してまいります。国道の整備につきましては、渡島半島における交通網の整備は地域経済の発展はもとより、まちづくりの推進に必要不可欠でありますので、地域高規格道路渡島半島横断道路及び国道 229 号の美谷防災などの整備促進について、引き続き強く要請してまいります。道道の整備につきましては、平成 25 年度に全線開通した北檜山大成線に係る狹隘箇所改良や越波対策の事業推進と、継続事業である八雲北檜山線の線形改良についても、緊急時の 2 次医療圏及び 3 次医療圏となる近隣医療機関との連携を推進することからも早期完成を要請してまいります。町道の整備につきましては、橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、小川橋の修繕工事に着手いたします。新規事業では、豊岡鍋坂線支線 3 号線の改良工事を実施し、地域の環境整備を図ります。また、町道は、町民に身近な道路であることから、引き続き舗装の修繕、除草、冬期間の除雪等維持管理に努めてまいります。

定住の基盤となる快適な住環境の整備については、貝取潤団地 1 棟 4 戸を解体するとともに、町営住宅等長寿命化計画が中間期を向えることから、現行計画の進捗状況等を精査して計画の見直しを図り、公的賃貸住宅の適正な供給と維持管理に努めてまいります。

第 5 に豊かな人間性と文化を育むまちの推進に努めてまいります。子どもたちは、新しい時代を切り拓いていく主人公であり、子どもの持つ無限の可能性を引き出し、自立心と行動力に富み、創造性豊かな人材を育むことは、当町の将来のため、欠かすことのできないものであります。このような観点から、教育委員会との連携のもと、基礎学力の定着をはじめ、英語教育や ICT 教育、文化、スポーツ活動の推進など、子どもたちが夢と希望を叶えることができるよう積極的に支援してまいります。また生涯を通じ、一人一人が自己を磨き、豊かな社会を創造できる学習活動の支援や、学ぶ意欲を育むための教育環境の整備に努めてまいります。

第 6 にみんなでつくるまちの推進に努めます。せたな町地域活動等推進事業を引き続き実施いたします。町民主体によるまちづくりが推進されることを目的としたこの補助制度は、町内会などが自主的に行うコミュニティ活動や自主防災組織を結成し活動する事業に対し支援をしようとするものであります。町内会活動の活性化につながるよう、積極的に活用していただけるよう努めてまいります。自治会組織との連携強化をより図りながら、町政への理解と関心が一層深まり、町民の意見を町政に反映させていくよう努めるとともに、町民一人ひとりの思いが、まちづくりを盛り上げてくれるような、協働によるまちづくりを進めてまいります。

また相互連携の取組として長万部町、八雲町、今金町、せたな町で組織する北渡島・檜山北部 4 町地域連携会議においては、口蹄疫等が発生した場合の家畜防疫対策での相互協力協定を締結しており、家畜伝染病予防法に基づき、迅速かつ的確な防疫業務を行うため、各町間の情報を共有し、相互連携、協力体制を築くための広域的な防疫に対応して、本町の第 1 次産業における安全対策を講じてまいります。今後におきましても多種多様な分野において連携した取組によるまちづくりを進めてまいります。

以上、平成 27 年度の町政執行に臨む私の所信を申し述べ、町民の皆様、議員の皆様に、せたな

町発展のため一層のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 開会から1時間が経過しました。11時05分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして会議を再開します。

次に教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長。

○教育長（成田円裕君） 平成27年第1回定例会の開会にあたり教育行政執行方針を申し上げます。

少子・高齢化や人口減少が急速に進む中、日本が将来にわたって成長、発展を続け一人ひとりが豊かな人生を実現していくためには、個人の可能性を最大限引き出すとともに、国力の源である有能な人材育成が求められているところであります。現在、国においては教育委員会制度改革、小中学校の道徳や小学校の英語を教科に格上げするなど、様々な教育改革が進められております。

当町においては、第1次せたな町教育推進計画が策定されてから5年が経過し、本計画が平成26年度末をもって終了することから、平成27年度から平成31年度までの5カ年計画となります、せたな町教育推進計画を策定したところであります。教育委員会といたしましては、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願う町民皆様からの思いを真摯に受け止め、新たに策定した、せたな町教育推進計画に基づき、学校、家庭、地域とより一層連携、協力を図り、確かな学力をはじめ、健やかな体の育成、豊かな心の育成などの取り組みを進めるとともに、生涯にわたって学びや文化、スポーツに親しむ環境の醸成に努めてまいります。また本計画が学校をはじめ関係団体において、今後の活動の指針として生かされることを望むところであります。

はじめに学校教育についてであります。未来を担う子どもたちが、いつの時代にあっても自立していくことができる、生きる力を育むため、知、徳、体のバランスのとれた子どもの育成に取り組むとともに、心豊かに学び、せたな町の未来を拓く人を育むことを学校教育の重点目標に掲げ、その達成に向けて努めてまいります。

1点目は、地域と歩む信頼される学校経営についてであります。学校は、自らが説明責任を果たし、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進することが重要であります。そのためには、学校長がリーダーシップを十分に発揮するとともに、学校評議員からの意見や学校評価等を積極的に活用するなど、地域とのかかわりを深めた学校運営が推進されるよう支援してまいります。

2点目は、ふるさとを愛し、生きる力を育む教育課程についてであります。小中学校においては、新学習指導要領に基づき、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育課程を編成するとともに、ICT教育、体験活動、ふるさとせたな町の豊かな自然、歴史、文化の学習や優れた地域の人材を活用した教育活動を推進してまいります。

3点目は、学習指導についてであります。確かな学力の育成については、児童生徒の能力、適正に応じた指導やICTを活用するなどし、基礎的、基本的な知識や技能の定着、思考力の育成、学

ぶ意欲の向上、学習習慣の定着などを図ってまいります。学力向上については、全国学力、学習状況調査の結果を踏まえ、各学校においては学力向上プランを作成、活用するとともに、指導方法や指導内容の工夫、改善に努め、学力向上に繋げてまいります。また家庭と連携し、学習時間の確保、学習習慣の定着を図るなど、学習習慣を育む取り組みを推進してまいります。各学校においては、授業や学習発表会などで実物投影機などのＩＣＴ機器を有効に活用しております。今後もＩＣＴ教育の充実に向けた整備を計画的に進めてまいります。

外国語学習については、ＡＬＴ外国語指導助手の活用はもとより、一層の充実を図るため、町独自で配置しておりますＪ－ＡＬＴ英語指導助手を活用し、児童、生徒の英語力ＵＰを図るとともに、総合的な学習の時間を活用し、学校や地域の特色を生かしたふるさと教育の推進に努めてまいります。

４点目は、道徳教育についてであります。私たちの道徳の活用、参観日などにおける道徳の公開授業、学校の全教育活動を通した道徳教育の取組み、さらには総合的な学習の時間や特別活動等における地域の人材や自然環境などの資源を活用した体験活動を通して、自他の尊重や思いやる心、命の尊さ、勤労観など豊かな人間性と社会性を育ててまいります。

５点目は、生徒指導についてであります。生徒指導については、学校長のリーダーシップのもと全教職員による生徒指導体制を構築し、組織的な対応を図るとともに、家庭訪問やスクールカウンセラー派遣事業の活用など、保護者や関係機関と連携を密にした取組みを進めてまいります。いじめや不登校などへの取組みについては、定期的なアンケート調査、教育相談、家庭訪問などを実施し、実態把握に努めるとともに、小中学校、保護者や関係機関等と連携を図り、未然防止、早期発見、早期解決に向けて迅速な対応に努めてまいります。近年、増加傾向にある携帯電話やスマートフォンなどのネットトラブル等については、関係機関と連携を図り、危険性について子どもたちに指導するとともに、保護者への啓蒙、連携に努めてまいります。

６点目は健康・安全教育についてであります。子どもたちの生きる力の土台となる健やかな体の育成については、家庭との連携を基に早寝、早起き、朝ごはんの励行、テレビやゲームの視聴時間の見直しなど、規則正しい生活習慣、運動習慣を身につけさせる指導に取り組むとともに、道内の公立小中学校の児童生徒が種目ごとの記録に挑戦する、どさん子元気アップチャレンジなどに取り組む、児童生徒の体力向上に努めてまいります。

食育については学校での給食指導、学校栄養教諭による食に関する指導や、家庭への啓蒙、連携などを通して食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図るとともに、地元食材を使用した給食の提供や、学校が産業団体と連携して行う食育事業の取組みを進めてまいります。学校給食費については、平成２７年度から消費税引上げ分を保護者の皆さんにご負担をお願いすることになりますが、町の子育て支援対策の一環として同一世帯で２人以上が小中学校に就学している場合における給食費の保護者負担の軽減を図ってまいります。

安全教育については、不審者や交通事故などから身を守るため、警察など関係機関と連携を図り、危険予測、危険回避能力などを身につけさせる安全指導の充実に向けてまいります。

７点目は、特別支援教育の充実についてであります。特別支援教育については、保護者との共通理解を基盤に幼児、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援計画や指導計画を作成、

活用するとともに、個々の力を高め、生活や学習の困難を改善、克服する指導に取り組んでまいります。また、幼稚園、小中学校の普通学級において特別な支援を必要とする幼児、児童生徒に対しては、特別支援教育支援員を配置するなど、それぞれの発達段階に応じた指導に取り組んでまいります。

8点目は幼児教育についてであります。幼児教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な役割を担っております。教育に当たっては、園児一人ひとりの発達段階や特性を踏まえ、基本的な生活習慣や自立性、協調性などを身につけさせる指導や、豊かな感性を育むことを目的として、地域の人材を活かした情操教育に取り組んでまいります。また幼稚園から小学校への学びの連続性を維持するため、小学校体験入学や交流学习を年間指導計画に位置付け、幼、小の連携を推進してまいります。

9点目は、教職員の資質向上についてであります。教育の専門家としての確かな指導力や豊かな人間性などを高めるため、北海道教育委員会等が実施する研修講座への派遣を促すとともに、町教育研究会や各種研修会など、教職員が相互に教育実践力を高める研修活動に支援してまいります。

また教職員が不祥事によって地域社会からの尊敬、信頼を失うことのないよう、体罰や交通違反等の不祥事防止、法令遵守による服務規律の徹底を図り、教育公務員としての自覚を深めてまいります。

10点目は、教育環境の整備についてであります。平成27年度は改修工事として、久遠小学校教室天井補修工事をはじめ、瀬棚小学校消防設備改修工事、学校給食センター蒸気・温水ボイラー等改修工事などを予定しております。このほか緊急性や重要性などを考慮しながら安全な教育施設の維持、管理に努めてまいります。

次に社会教育についてであります。社会教育の推進にあたっては、生涯において一人ひとりが自発的に取り組むことができる学習機会の提供と学習環境の整備に努めてまいります。また社会教育委員やスポーツ推進委員を対象とした専門的な学習機会の場を設け、資質の向上を図ってまいります。

1点目の幼児教育についてであります。関係部局や関係機関ときめ細やかな連携を図り、ブックスタート事業やボランティア団体の協力による、絵本、紙芝居などの読み聞かせ事業を推進するとともに、親子のふれあいや母親に対する学びの場を提供してまいります。

2点目の少年教育についてであります。地域の特性を生かした体験活動を重視した自然体験事業や、もの作りを通して豊かな感性を育むアート教室を新たに実施するとともに、青少年芸術鑑賞事業を開催し、青少年の豊かな感性を培ってまいります。

3点目の青年・成人教育についてであります。青年、成人教育においては、自らが主体的に学ぶことや地域に関わりを持つことが大切であることから、女性を対象とした趣味のカルチャー講座などの学習機会の提供や学習活動に対し支援してまいります。また青少年を地域で育てることを目的とした講座を関係団体との連携により開催し、家庭教育の充実を図ってまいります。

4点目の高齢者教育についてであります。高齢者大学の充実を図るとともに、創立20周年を迎える北檜山生きがい学園の自主活動に対して支援してまいります。

5点目の芸術・文化についてであります。優れた芸術鑑賞機会の提供に努めるとともに、文化協

会との連携のもとでサンデーカルチャー講座を開催するなど芸術文化の振興に努めてまいります。

6点目の文化財の保護についてであります。歴史ある貴重な文化財等については、郷土資料館等において適正な維持管理を図り、調査研究を深めるとともに情報発信に努めてまいります。

7点目の国際交流についてであります。国際交流の集い、姉妹都市交流推進協議会によるピアノコンサートやアメリカハンフォード市への中学生、成人派遣に対して支援を行うとともに、ALT外国語指導助手による青少年や成人を対象とした英語教室を開催し、国際交流、国際理解を深めてまいります。

8点目の読書活動についてであります。生涯にわたって本に親しむことを目的とした学習機会、レファレンスサービス、図書館などの資料を使って、資料や情報を探すお手伝いをするサービスの提供に努めてまいります。

9点目の生涯スポーツについてであります。誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進に努めてまいります。

幼児期においては、様々な運動の基礎となる動きを覚えさせることで楽しく、飛躍的に運動能力を伸ばすことが可能なことから、新たに幼児スポーツ教室と親子体操教室を実施してまいります。

小学生については、スポーツの基礎や技術の習得を目的とした初心者水泳教室や初心者スキー教室などを開催し、スポーツに親しむ学習機会の提供に努めてまいります。近年、スポーツにおける健康志向が極めて高いことから、健康体操講座等を実施するとともに、スポーツ指導者等を対象とした研修機会を提供してまいります。

10点目の海洋スポーツであります。海洋スポーツについては、青少年に対する環境学習と海洋スポーツを合わせた水に賢い子どもを育む年間型活動プログラムやジュニアライフセービングなどの水辺の安全教室を開催するとともに、B&G海洋クラブや指導者会との連携を図り、海洋スポーツの普及に努めてまいります。

11点目は社会体育施設の整備についてであります。平成27年度は改修工事として大成町民プール管理棟改修工事を予定しております。せたな町民プールについては、老朽化した施設の更新を図るための基本設計委託料を予算計上させていただきました。

このほか、緊急性や重要性を考慮しながら社会体育施設の適切な維持、管理に努めてまいります。

以上、平成27年度の教育行政執行にあたっての基本方針について申し上げます。教育を取り巻く社会情勢は大きく変化してきておりますが、教育委員会といたしましては、教育の重大な使命を自覚し、当町の教育振興と発展に向けて、全力で取り組んでまいります。

町民の皆様及び議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 次に議案第1号から議案第11号までと議案第41号から議案第46号まで17件の議案について提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） それでは上程いたしました議案第1号から議案第11号までの11件の予算概要を一括してご説明申し上げます。

まず議案第1号 平成27年度せたな町一般会計予算の総額は90億8,059万5,000円であります。

歳出予算に計上した主なものを申し上げます。2 款総務費では昨年に引き続き、町有施設解体工事費や合併 10 周年記念事業費、生活交通路線維持費補助金、定住化促進住宅奨励金のほか、新たにせたな消防署、大成支署及び瀬棚分遣所の整備に係る総合支所改修事業費や戸籍総合システム機器更新に係る経費などについて計上いたしました。

3 款民生費では、国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計などへの繰出金、後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金、生活介護や施設入所支援などの障害福祉サービス等給付費などについて計上いたしました。

4 款衛生費では、町民の方々の健康を守る各種検診経費やインフルエンザワクチンなどの予防接種経費、病院事業会計や簡易水道事業特別会計などへの繰出金、公営温泉浴場管理経費、北部桧山衛生センター組合負担金などについて計上をいたしました。

5 款労働費では、季節労働者就労前健康診断助成金などの雇用対策費について計上いたしました。

6 款農林水産業費では、中山間地域等直接支払交付金や農業基盤整備促進工事費、がんび岱地区農道整備事業負担金、林業専用道共和線開設工事費、農業センターや水産種苗センターの運営費などについて計上いたしました。

7 款商工費では、商工会や観光協会への補助金、各観光施設等の維持管理経費、温泉施設の指定管理料などについて計上いたしました。

8 款土木費では、熱源供給施設管理費、町道等除排雪業務委託などの道路維持費、小川橋の補修や町道の舗装補修などの地方道改修事業費、港湾建設費、公共下水道事業特別会計への繰出金などについて計上いたしました。

9 款消防費では、消防庁舎の新築や消防救急デジタル無線の整備に係る檜山広域行政組合負担金、防災行政無線管理費などについて計上いたしました。

10 款教育費では、義務教育、幼稚園、社会教育、保健体育に係る経費のほか、ICT 教育、環境整備費や大成町民プール改修工事費、学校給食センターの蒸気・温水ボイラー等改修工事費などについて計上いたしました。

11 款公債費では、一般償還金のほか民間からの借入れ資金を繰上げ償還するための予算を計上いたしました。

12 款職員給与費では、特別職 3 名、一般職 148 名、再任用職員 7 名分の給料、諸手当などについて計上いたしました。

一方、これに対する歳入であります。自主財源の町税や地方譲与税などのほか、地方交付税では国の地方財政計画に基づき普通地方交付税及び特別交付税の合計で 56 億 2,185 万 1,000 円を見込み計上いたしました。

町債についても、臨時財政対策債や合併特例債など 14 件の借入れを計上し収支の均衡を図ったものであります。

議案第 2 号 平成 27 年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算の総額は 19 億 4,047 万 9,000 円で、保険給付費や共同事業拠出金などの経費を計上しております。

議案第 3 号 平成 27 年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算の総額は 1 億 3,392 万円で、後期高齢者医療広域連合の納付金などの経費を計上しております。

議案第 4 号 平成 27 年度せたな町介護保険事業特別会計予算の総額は 10 億 6,006 万 1,000 円で、保険給付費などの経費を計上しております。

議案第 5 号 平成 27 年度せたな町介護サービス事業特別会計予算の総額は 4,151 万 1,000 円で、通所介護サービス事業費や予防介護支援などの予算を計上しております。

議案第 6 号 平成 27 年度せたな町簡易水道事業特別会計予算の総額は 5 億 7,819 万 7,000 円で、水道施設の維持管理経費や水道施設整備工事費などの経費を計上しております。

議案第 7 号 平成 27 年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算の総額は 3,422 万円で、営農用水道等施設の維持管理経費や施設改良経費等を計上しております。

議案第 8 号 平成 27 年度せたな町公共下水道事業特別会計予算の総額は 7 億 2,646 万 7,000 円で、施設の維持管理経費や下水道新設工事費などの経費を計上しております。

議案第 9 号 平成 27 年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算の総額は 653 万 2,000 円で、漁業集落排水施設の維持管理経費などを計上しております。

議案第 10 号 平成 27 年度せたな町風力発電事業特別会計予算の総額は 5,415 万 6,000 円で、風力発電施設の維持管理経費や償還金などを計上しております。

議案第 11 号、平成 27 年度せたな町病院事業会計予算の総額は、収益的収支の支出が 13 億 3,582 万 2,000 円、資本的収支の支出は 5,586 万 8,000 円を計上したものであります。

以上が一括上程いたしました議案 11 件の予算概要説明であります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に議案第 41 号 せたな町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてであります。過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定に基づき、せたな町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第 42 号 せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。人事院勧告に基づく、国家公務員の給与制度の総合的見直し及び給与法に準じて、せたな町職員の給料月額並びに管理職員特別勤務手当の支給要件等を改正するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 43 号 せたな町介護保険条例の一部を改正する条例についてです。第 6 期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料を改定するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 44 号 住宅使用料の権利の放棄についてであります。町営住宅使用料は私法上の債権であり、地方自治法第 236 条第 2 項中、法律に特別な定めがある場合に民法 145 条の規定が該当するため、時効の援用が必要となるが、当該事件は債務者が死亡、町外へ転出し居所不明または無資力の状態にあるため債務の履行が見込めないことから、権利の放棄をするため議会の議決を求めるものであります。

議案第 45 号 水道使用料の権利の放棄についてであります。水道使用料は私法上の債権であり、地方自治法第 236 条第 2 項中、法律に特別な定めがある場合に民法 145 条の規定が該当するため、時効の援用が必要となるが、当該事件は債務者が死亡または無資力の状態にあるため、債務履行が見込めないことから権利の放棄をするため機会の議決を求めるものであります。

議案第 46 号 指定管理者の指定についてです。せたな町営牧場の管理及び運営を効果的かつ効

率的に行わせるため指定管理者として指定をするものであります。

以上一括ご提案を申し上げました。

ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） お諮りいたします。

ただ今、議題となっています 17 件の予算関連議案については、委員会条例第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により議長を除く 10 名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 11 号までと議案第 41 号から議案第 46 号までの予算関連議案は、議長を除く 10 名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査とすることに決定いたしました。

したがって、直ちに予算審査特別委員会を設置いたします。

これにただいま議題としている 17 件の予算関連議案を付託し、休会中の継続審査といたします。

ここで、予算審査特別委員会は、別室において正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 37 分

再開 午後 11 時 59 分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

予算審査特別委員会委員長に小平久議員、副委員長に澤田光子議員が互選された旨、報告がありました。

ただ今から昼休み休憩に入ります。

再開は午後 1 時 15 分といたします。

休憩 午後 12 時 00 分

再開 午後 1 時 15 分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

これより議案審議に入ります。

◎日程第 7 議案第 12 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 7、議案第 12 号 平成 26 年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その 1 の 1 ページからでございます。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に 1 億 41 万 3,000 円を追加し、総額を 93 億 8,792 万 3,000 円とするものでございます。

その主な内容ですが、各種事務事業の執行状況による予算精査のほか、公共施設整備基金への積立てや地方創生のための地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業、病院の不採算経費分などに係る病院事業会計への繰出し、ひやま漁協の経営改善計画に基づく漁業者への経営維持負担金に対する漁業経営支援特別対策事業補助金、その他行政執行上当面必要とする経費などについて補正をお願いするものでございます。

また予算に合わせまして、繰越明許費の設定 4 本と債務負担行為の追加、変更、各 1 件、地方債の変更 6 件をそれぞれお願いしております。

内容につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 内容説明に入る前に今回の補正予算議案において、説明内容の文言等の訂正によりまして、一部資料の差し替えございましたことにつきまして、深くおわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

それでは議案その 1 の 6 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費の設定でございます。翌年度に繰り越しをお願いいたします事業は 4 事業ございまして、まずは地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業につきましては、国の大型補正に伴う新規事業でありまして、地方創生のため地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策、いわゆる地域消費喚起型や地方総合戦略に早期かつ有効な策定実施、いわゆる地方創生先行型に係る経費を前倒しで予算措置するもので、繰越額は 9,512 万 6,000 円でございます。

次に働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業につきましては、継続事業でありまして平成 25 年に実施した乳がん、子宮頸がんのがん検診推進事業対象者の未受診者で、過去 5 年間に町の受診を受けていない者への受診勧奨を行うための経費を前倒しで予算措置するもので、繰越額は 30 万 8,000 円でございます。がんび岱地区農道整備事業につきましても、国の補正に伴う継続事業の負担金でございまして、道が実施する防雪柵の設置に係る経費の負担金を前倒しで措置するもので、繰越額は 510 万 8,000 円でございます。瀬棚港修築事業負担金につきましても、国の補正に伴う継続事業の負担金でございまして、国が実施する港湾整備事業に係る経費の負担金を前倒しで予算措置するもので、繰越額は 528 万円でございます。繰越総額は 1 億 582 万 2,000 円で、このうち一般財源は 3,354 万 7,000 円を見込んでおります。

次のページになります。第 3 表債務負担行為補正の追加及び変更でございます。追加につきましては、中小企業経営安定資金融資利子補給費補助金は、平成 26 年度に借入れた中小企業経営安定資金融資に対する利子補給となっており、平成 27 年度から償還終了年度までの債務負担をお願いするものでございます。また変更につきましては、漁業近代化資金融資利子補給補助金の限度額 35 万

9,000 円を 67 万 7,000 円と変更をお願いするものでございます。

8 ページをお開き願います。第 4 表地方債補正の変更でございます。がんび岱地区農道整備事業や瀬棚港直轄港湾整備事業は、国や道の事業費が見込みより少なかったことに伴う減額となっており、それ以外につきましては入札執行による額の確定に伴う減額をお願いするものでございます。なお起債の方法、利率及び償還の方法につきましてはの変更はございません。

続きまして事項別明細書の説明でございますが、事前に配付しております補足資料を基に説明させていただきます。A4 の 6 枚綴りとなっているものでございます。その 4 ページをお開き願います。

主な歳出についての説明でございます。なお、この度の補正につきましては、事業の精査による減額や燃料費、光熱水費などの精査によるものが主なものとなっておりますので、それらを省きながら説明させていただきます。また内容につきましては、事前にお目通しをいただいていると思いますので、私からはこの中から抽出して簡略に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずは 2 款総務費、6 目基金管理費 8,020 万 9,000 円の追加でございます。議案書では 26 ページになります。25 節積立金は普通交付税額の確定と基金利息分の精査によりまして、公共施設整備基金に 8,004 万 7,000 円の積立てなどをお願いするものでございます。15 目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費 9,512 万 6,000 円の追加は、議案書では 27 ページから 28 ページになります。国の大型補正に伴う新規事業でありまして、地方創生のため地域における消費喚起やこれに直接効果を有する生活支援策、いわゆる地域消費喚起型や地方版総合戦略の早期かつ有効な策定実施、いわゆる地方創生先行型に係る経費の追加をそれぞれお願いするものでございます。なお事業の実施につきましては、前段に説明いたしましたとおり翌年度へ繰り越すものでございます。

次のページになります。3 款民生費、1 項社会福祉費、5 目障害者福祉費 1,997 万 4,000 円の減額でございます。議案書では 31 ページになります。13 節委託料は、大規模減算や世話人の配置基準変更による報酬単価の減に伴う収入減や電気料金の値上げ、貸与車両の老朽化に伴う車検費用の増などによりまして、指定管理料が発生したことに伴う障害者グループホームのぞみへの指定管理料の追加をお願いするものでございます。

6 ページをお開き願います。4 款衛生費、1 目保健衛生総務費 1 億 5,446 万 7,000 円の追加でございます。議案書では 35 ページから 36 ページになります。28 節繰越金でございますが、病院事業会計の繰出金につきましては、基礎年金のルール分として 2,363 万 3,000 円と本年度決算段階で、入院収益や外来収益の落ち込みなどから 7,885 万 7,000 円ほどの赤字が生じる見込みとなりましたので、一般会計からの同額の補てん。また旧大成国保病院が旧北檜山国保病院から合併時に健全化運営資金として、貸付けを受けました借入金を返済するための 6,000 万円の繰り出しをお願いするものでございます。なお大成診療所の合併時不採算分については、今回の返済によりまして解消されることとなります。

次のページになります。6 款農林水産業費、3 項水産業費、1 目水産業総務費 654 万 5,000 円の追加でございます。議案書では 41 ページになります。19 節負担金補助及び交付金は、ひやま漁協の経営改善計画に基づき、欠損金補てん財源確保のため組合へ経営維持負担金を課しておりますが、

地域消費喚起型に係る経費に対する道からの交付金の追加となっております。

次のページになります。17 款繰入金、4 目産業振興基金繰入金 1,544 万 8,000 円の追加でございます。水産物保管冷蔵施設新築事業充当は、当初予算では、道補助であります地域づくり総合交付金の額が流動的であったことなどから、基金からの繰入れを計上しておりませんでした。道からの補助額や水産物保管冷蔵施設新築事業費が確定したことによりまして、この度補正をお願いするものでございます。なお水産物保管冷蔵施設新築事業充当額につきましては、一般財源を 2 分の 1 以上措置しなければならないとの指示によりまして、本体工事費から道補助額を差引いた額の 2 分の 1 程度の額の充当をお願いするものでございます。5 目公共施設整備基金繰入金 5,000 万円の減額は、地域活性化・効果実感臨時交付金での財源確保が可能となったことから、当初見込んでいた額すべての減額となっております。

20 款 1 項ともに町債、2 目農林水産業債から 5 目合併特例債までの減額は、すべて入札執行による事業費の確定に伴う起債の減額となっております。

ただ今ご説明いたしました内容によりまして一般会計補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。

最初に、歳出全款について質疑を許します。

細川議員。

○10 番（細川伸男君） 6 ページの衛生費、この修繕料は北檜山地区患者バスと大成区患者バスとありますけども、これ 2 台を足した数字が 26 万 9,000 円ということではよろしいんですか。

○議長（菅原義幸君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） ご質問にお答えいたします。北檜山区の患者バスが 25 万 9,000 円と大成区の患者バスが 1 万円となっております。北檜山区の分は、燃料を送るポンプ、インジェクター部に異常が見つかったため取替え修理を要するものでございます。大成区の患者バスについてはマフラーの修理分となっております。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○10 番（細川伸男君） 北檜山区の患者バスは、何年車のバスですか。確か新しいと思ったんですけども。

○議長（菅原義幸君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 平成 23 年 3 月に導入したものでございます。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○10 番（細川伸男君） 23 年ということは、これインジェクターですから、多分クレーム対象のあれになろうかと思うんですけども、その辺メーカーと交渉をしたかどうか。要するにインジェクターということは、日本語で言ったら噴射ポンプです。それであれば年式からぼっていても、十分クレームの対象になろうかと思えますけども、その辺の協議はしたかどうか教えてください。

○議長（菅原義幸君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） その辺の協議はかなりしつこいほど協議したんですけれども、クレームは受付られないということでございましたので、その時点ではもう３年以上経過してございました。３年と半年経過してございまして、受付られないということでクレーム対象にはならなかったということでございます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

大野議員。

○３番（大野一男君） 議案の２７ページの１４諸費の地域活動等推進事業費補助１５０万減額になってますが、現状での実績についてお知らせいただけますか。

○議長（菅原義幸君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今のご質問ですが、資料を今あいにく手持ちございませんので、後ほどお答えしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○３番（大野一男君） ペーパーでもいいですし、表でわかりやすいものがあれば、あとで結構ですので資料としてご提出ください。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

石原議員。

○６番（石原広務君） 補足資料の４ページ、地域活性化交付金事業のプレミアム商品券の発行について、先日常任委員会で、委員からさまざま意見出てましたが、セット数、ワンセット１０枚ということでしたが、バラでも販売したらどうかと。あるいは２５％を３０％にして枚数が減るんだけど、商工会と協議をするということでしたが、その協議をした内容をお知らせいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） プレミアムの商品券の発行につきましては、先般行われました常任委員会で説明をいたしました。言われたように枚数の件につきましては、１０セットであれば買いにくいという人もいないかもしれないということで、それを分割できないのかっていうご意見もありましたので、２４日に商工会とその件について協議をしております。その中で基本としては１０枚セットで販売すると。希望があれば１枚ずつというわけにはいきませんので、半分の５枚、４,０００円からの販売も希望があればすることにしております。３０％、プレミアム率の件につきましては、２５％に決めた段階で商工会と協議をして、了承をいただいておりますので、その件については打ち合わせはしていません。

○議長（菅原義幸君） 石原議員よろしいですか。

○６番（石原広務君） はい。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

大野議員。

○３番（大野一男君） 議案の３３ページです。児童福祉総務費の児童手当の件ですが、１,２００万ほどの減額措置ということですが、これも２６年度の実績と、それからどうしてこんな多額の差額が発生したかという要因について、もし捉えておりましたら報告いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） お答えいたします。児童手当の1,200万円ほどの減ですが、毎年予算が、前年度の10月くらいに見込みで立てます。当然26年度の出生数が、まず一つの要因としては出生数26年度、二十何人くらいということで、例年だいたい40人くらいいますけども、まずそれが減ったということ。それとあと考えられるのは、転出です。転出によりまして減っているということが要因として考えています。毎年、前年度の予算立てるときにも、当然実績が減っておりますので、少し少なくは見込んで予算を上げたんですけども、予想以上に出生数それと転出、それと児童、中学校3年生までが対象なんですけども、そういう方がいたということが要因でございます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

澤田議員。

○8番（澤田光子君） 補足資料の4ページ、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費の中で、お試し暮らし体験住宅整備改修工事400万、太櫓住宅となっておりますが、太櫓の住宅の今空いている住宅1軒ですか2軒ですか。

○議長（菅原義幸君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） 今空いている住宅太櫓では、1軒と把握しておりますので、そちらの改修に係りたいということでございます。

○議長（菅原義幸君） 澤田議員。

○8番（澤田光子君） 1軒で400万の改修工事費という形ですね。そしたらその下にあります備品購入費で、やはり住宅用備品97万、これは1軒に対して97万の備品を用意するという認識でいいのでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） 海側と山側とで1軒ずつ整備すると決めておりましたので、一つが太櫓の住宅、それからもう1個は丹羽の小学校のところにあります住宅そちらの方に整備したいと考えておまして、住宅のリフォームにつきましては、丹羽のほうは今現在先生が入っておりますので、どう直していいか把握できませんので計上はしてございません。それで備品だけ計上させていただいて、丹羽と太櫓の2軒分の備品整備分を確保してございます。

○議長（菅原義幸君） 澤田議員。

○8番（澤田光子君） ではここの太櫓住宅では400万かかるけれども、丹羽の住宅に関しては中身を見てから改修事業の工事費を上げるということによろしいのでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） 現実には実際今入っているものですから、見るわけにいきませんので、そこが空いてから見させていただいて、必要があれば改修するという格好になろうかと思えます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

なければ次に歳入全款について質疑を許します。

ここで再度歳入歳出全款の質疑を許します。ございませんか。

大野議員。

○3番（大野一男君） 27 ページです。15 目の地方創生会議委員の 11 名が付記されていますが、これは新しい会議対を立ち上げると理解しますが、構成メンバー、招集を誰がするのか、それからどういう日程で、今後、会議を起こそうという段取りがとられるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） 国の通知がございまして、そちらを参考にしますと住民の代表それから産業団体、あるいは金融機関、労働団体そういったところから人を委嘱して行う。構成メンバー的には 11 名ほどの参加人数になろうかと考えております。開催回数につきましては、4 月ないし 5 月に第 1 回目を開催いたしまして、素案ですとか、原案ですとかそういったものを提示しながらどのような方向に進めていくのか。地方創生を行っていくのかということについて、有識者会議という形で詰めていきたいと考えております。それから庁内的に町長をトップとする会議、課長職で構成を考えておりますけれども、その会議が本体にはなと思います。実際に策定するのは町村が、まちが策定することになりますので、町長をトップとした創生会議というものを。それから外部の有識者による有識者会議というこの二つで構成すると考えてございます。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3番（大野一男君） 最終的には、議会に提示をして承認をいただく行為が必要なものなのかどうか、そこを確認させて下さい。

○議長（菅原義幸君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） 国の通知を見ますと、議会の議決等は承認は必要ないとなっております。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3番（大野一男君） メンバーが確定したら何らかの形で議会にもきちんとお示しをいただくようお願いをしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） どのような形になるかちょっとはしておりませんが、構成メンバーが決まりましたら議会には提示させていただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

石原議員。

○6番（石原広務君） ただ今の質問の関連ですけど、こういう形で委員会を立ち上げたということなんですが、国、道なりのそのスケジュールよりは多少遅いと感じるんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） ほかの都道府県レベルでいいますと、確かに先行して 10 月から執り係っているところもあるかと思います。ただ町村段階ではなかなかちょっと進め方が鈍いというのが正直なところでございますので、先行しなければならないということもございすとは思いますが、新年度に入ってからしっかりと進めて参りたいと考えます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○6番（石原広務君） 他町に比べてということではなくて、何らかの諸事情があって遅れたということであればそれをお知らせいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） 市町村レベルで先行してるところっていうのがまずないんです現状として。都道府県レベルについては先行しておりますけれども、ほかで私どものまちは、ほかのまちとほぼ同じくらいの進捗状況と考えていただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

平澤議員。

○5番（平澤 等君） 先ほど澤田議員が質問した内容について、若干触れたいと思うんですが、この4ページの地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の中で、先ほど答弁いただいたんですが、その中でちょっとわからない点があったんでお聞きしたいと思います。実は先ほど室長の答弁の中で太櫓地区と丹羽地区とあったんですが、丹羽地区のどこにあるのか私わからないので、場所を教えてくださいというのが1点。それから先ほど後段で澤田議員の3回目の質問にあったと思うんですが、備品の購入に97万の計上、これに対しての質問の答えがまだ入居してるのではっきりわからないという答えだったと思います。その点についてこの予算計上するのは、やはりある程度支出目的があった中での予算計上と思うので、その点についてははっきり明言していただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） お答えします。先ほど黒澤からご答弁申し上げましたが、少しご理解いただけなかったのかと思いますが、改めて繰り返しますが、お答えします。4ページにあります工事請負費金額400万、これにつきましては（太櫓住宅）と書いてでございますが、今回計画しているのは、先ほど黒澤から申し上げました太櫓で1軒、それから玉川、丹羽地区1軒ということでございまして、場所につきましては、今玉川小学校が廃校になりましたけども、その教職員住宅を計画しているところです。それで現在まだ先生が入っておりますので、そこは入居している現時点では、改修が必要かどうかというのは確認できない状況でございますので、先ほどの答弁のとおり、今後ただ今入っている方が出られましたら住宅を確認して、それで改修する必要があると工事請負費を補正予算でお願いしたいという考えでございます。それと関連しまして5ページにあります備品購入費97万でございますが、これも先ほどの答弁のとおり、こちらは2軒分の予算計上となっております。したがってさっき澤田議員の質問には、少しお答えになっていないような段階で終わったかもしれませんが、端的に申し上げますと住宅改修は1軒分の予算計上、それから備品購入につきましては、もう最初から2軒分の予算計上というようなことで、中身につきましては、その備品の品目につきましては、一々は話ませんけれども、そういうような内容になってございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○5番（平澤 等君） それでは今の課長の答えに対して、ちょっと丹羽地区というので、私太櫓地区の2軒について私わかっているんですが、丹羽地区については今初めての考えだったんでない

かと。前からこれあったのかどうかの確認。私は教員住宅という認識でずっといたので、これがお試し暮らし体験住宅というような、そのようなフレーズで、今回そういうふうにするようにしたのかどうか。今までは教員住宅という感覚でいましたので、それも今、新しい住宅といえば、校長宅及び前中学校校長宅ということで、わりと新しい。あとはかなり年数経っているので、これは修繕するまでもないのかと。もしくは住む人も限られてくるのかと思うんです。そういうことで場所の確認の1点をお願いしたい。それから、もう一つは先ほど課長から答弁あったんですけども、自分たちで、ここで議員として審査するには、ある程度こういうふうにお金を使うから、これだけの額が必要ですよっていうのはわかるんだけど、出てから見てみなきゃわからないけれども、とりあえず97万計上しておこうとかっていうそういうふうな感覚に、町長待ってください。今そうとれましたので、やはり使用目的をしっかりとした中で、例えばボイラーを直すとか、お風呂場直すとかというような、そういうようなことに係る費用がこれだけ掛りますよという説明があれば、私は納得しやすいんですが、ただ、まだ入っているのという表現であれば、どこをどのように直したいとかというそういうところまで説明していただかないと、なかなか素直に わかったとできないので、その辺含めて再度説明願います。

○議長（菅原義幸君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 先ほどの私の答弁がちょっと不十分だったかと思いますので、工事請負費につきましては、先ほども申し上げましたが1軒分です。それで2軒今回一緒にやっていないというのは、丹羽の住宅につきましては、空きしだい中を確認して、そして修繕する必要があるのではあればその分は改めて補正で予算をさせていただきたいということを申し上げたつもりでおりますが。それと備品につきましては、これは修繕をするしないにかかわらず、例えばテレビですとか、あとソファですとか、その他日常使う必要なそういう備品につきましては、この補正予算で2軒分計上させていただいている内容でございます。

○5番（平澤 等君） よろしいです。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

澤田議員が先に手を挙げてましたので、澤田議員。

○8番（澤田光子君） 27ページの収支の中で、ちょっとわからないので教えていただきたいと思います。償還金利子及び割引料23節で、税その他歳入過誤納還付金200万と出てます。これはどういうことなのかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 堂端税務課長。

○税務課長（堂端重雄君） 澤田議員の質問にお答えしたいと存じますが、補足資料に記載しておりますが、この税その他歳入過誤納還付金200万円、固定資産税の過誤納分4件分ということの予算を提案させていただいております。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） よろしいですか。

○8番（澤田光子君） はいわかりました。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○10番（細川伸男君） 先ほどの4ページから5ページにかけての丹羽の今先生が入っている住

宅なんですけども、この住宅は教育委員会の所管のものか。町の建物なのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） 現在は教育委員会の所管になっております。工事をするのであれば所管替えをするという形を考えております。

○議長（菅原義幸君） 細川委員。

○10番（細川伸男君） ということは、この建物の資産は、あくまでも教育委員会で持つということで理解してよろしいんですね。そうすると今度まちがそれを使って、今この建物を利用することになれば、どういうふうになるのか、まちの資産に繰り入れるのか、その辺の考え方なんですけれども、出るまでということになれば、いつなのか、3月20日いっぱいなのかわかりませんけれども、それ出してからでないと、持ち物の移動もできないと思うんですけれども、それに合わせてそうそうこういう予算が出てくるものですから、きちっと先にまちの持ち物として、管理するという状況の中でこれは予算作るのが本当ではないかと私思ってますので、その辺はどうなんですか。補正ですから。

○議長（菅原義幸君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 答えいたします。この丹羽の住宅につきましては、現在、教育財産となっておりまして、それを普通財産に移しまして、それから改修するのであれば、そのような手続きを踏むということになります。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○10番（細川伸男君） これ補正ですから3月までにという考え方だと思うけども、ではそれまでの間に、所有の異動はするということで考えてよろしいんですか。

○議長（菅原義幸君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 答えいたします。補正予算、今入居している方が出られてから確認後補正予算をと、私が先ほどから申し上げておりますけども、必ずしもこの年度内に補正を組まなければならないというものではございませんので、その辺ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

つづいて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第13号

○議長（菅原義幸君） 日程第8、議案第13号 平成26年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案の57ページからでございます。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に592万1,000円を追加し、総額を17億6,736万5,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、事務費や共同事業拠出金などの精査のほか国保病院や診療所の施設運営費等について、国、道から特別調整交付金として受入れた補助金に係る国保病院事業会計への繰出金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 議案書65ページをお開き願います。歳出から説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では42万2,000円の減額、2項徴税費で7万1,000円の減額は、人件費及び事務費精査によるものでございます。

67ページになります。2款保険給付費、4項出産育児諸費では87万円の減額で、出産育児一時金の給付実績による減額でございます。

5款老人保健拠出金では10万円の減額、26年度の拠出金が確定したことによる減額でございます。

6款介護納付金では9万4,000円の減額、支払基金への納付額確定により減額するものでございます。

7款共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金の831万円の減額は、拠出額の確定によるものでございます。

68ページになります。3目の保険財政共同安定化事業拠出金で924万7,000円の減額も額の確定に伴うものでございます。

8款保険事業費、1項特定健康診査等事業費80万円の減額は、特定健診受診者数の減などによるものでございます。

69ページになります。11款諸支出金、2項他会計繰出金では2,584万2,000円の追加でございます。内容は国保病院や診療所の施設運営費や施設整備費に係る国庫補助金の確定に伴い病院会計へ繰り出しをするものでございます。

これに対しての歳入ですが、戻りまして62ページをご覧ください。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金で1,628万8,000円の減額、2目高額医療費共同事業負担金で207

万 8,000 円の減額、3 目特定健康診査等負担金で 13 万 4,000 円の減額、これらの減額は、実績による精査や額の確定によるものでございます。次に 2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金では 1,634 万 2,000 円の追加、これは病院診療所における施設整備及び運営費などについて特別調整交付金が増額となったものでございます。

4 款療養給付費交付金では 1,296 万 2,000 円の追加で、歳出の退職被保険者に係る療養給付費交付金の確定によるものでございます。

63 ページでございます。6 款道支出金、1 項道負担金、1 目高額医療費共同事業負担金で 207 万 8,000 円の減額、2 目特定健康診査等負担金で 13 万 4,000 円の減額、2 項道補助金、財政調整交付金で 68 万 2,000 円の減額、これらの減額は実績による精査や額の確定によるものでございます。

7 款共同事業交付金の 1,344 万 8,000 円の減額は、高額医療費共同事業交付金や保険財政共同安定化事業交付金の確定に伴う減額でございます。

64 ページの 9 款繰入金、1 目一般会計繰入金で 57 万円の追加、1 節の保険基盤安定繰入金から 3 節の一般会計繰入金まで額の確定に伴い精査したものでございます。

10 款繰越金、2 目その他繰越金では 1,094 万 1,000 円の追加、精算返還金等が発生した際の財源として留保していた前年度繰越金を高額療養費の財源として充当するためのものでございます。

11 款諸収入、2 項の雑収入で 5 万 5,000 円の減額は、特定健康診査受診者数の精査による負担金の減額でございます。

ただ今ご説明した内容によりまして、国保会計歳入歳出補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案 14 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 9、議案第 14 号 平成 26 年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案 71 ページからでございます。今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に 211 万 8,000 円を追加し、総額を 1 億 3,581 万 7,000 円とするものでございます。

その主な内容ですが、事務費の精査のほか、温泉施設利用料助成事業に係る長寿健康増進事業特別対策補助金としての一般会計への繰出金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） それでは議案書 75 ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1 款総務費、1 項総務管理費で 1 万 7,000 円の減額、2 項徴収費で 3 万円の減額は、いずれも事務費精査によるものでございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金で 45 万円の減額、これは保険料調整額が見込みを下回っていることによる減額でございます。

76 ページになります。3 款保健事業費、1 目疾病予防費で 261 万 5,000 円の追加で、温泉施設利用料助成事業に係る長寿健康増進事業に対して、広域連合からの交付金が増額となるためそれを一般会計へ繰り出しするものでございます。

これに対しての歳入ですが、74 ページをご覧ください。1 款後期高齢者医療保険料を 45 万円の減額は、保険料調定額が見込みを下回っているため減額するものでございます。

次に 3 款繰入金、1 項一般会計繰入金で 5 万円の減額、これは歳出の総務費の事務費等の精査により減額をするものでございます。

5 款諸収入、2 項雑入で 261 万 5,000 円の追加、これは先ほど歳出で申し上げました健康増進事業などに対して、広域連合からの補助金が増額となるものでございます。

6 款広域連合支出金では 3,000 円の増額、後期高齢者医療制度の広報等の事業推進に係る事務費の精査によるものでございます。

ただ今ご説明した内容により後期高齢者医療特別会計補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第15号

○議長(菅原義幸君) 日程第10、議案第15号 平成26年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 議案の77ページからでございます。今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から154万9,000円を減額し、総額を10億4,672万7,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、保険給付費では、各種介護サービス費の給付費や介護予防サービス費の精査、地域支援事業費では各種サービス事業費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長(丹羽 優君) それでは議案書の84ページの歳出より説明いたします。1款総務費、1目一般管理費、補正額26万1,000円の減額の主なものについては、13節委託料は執行残の精査、14節の使用料と19節負担金についても精査による減となったものでございます。3項1目の介護認定審査会費は補正額はありませんが、9節旅費の細節内で不足する分を精査するものでございます。

2款保険給付費、1目介護サービス給付費補正額が480万円の増、これにつきましてはこれまでの給付実績に基づきまして、精査の結果増額するものであります。主なものにつきましては、居宅介護サービス給付費負担金の増、地域密着型介護サービス給付費負担金の減、次のページにまいりまして、居宅介護住宅改修費負担金の減、居宅介護サービス計画給付費負担金の増、これらが主なものでございます。2項1目の介護予防サービス給付費は補正額350万円の減であります。これにつきましては、これまでの負担実績に基づくものでございます。3項1目の審査会支払手数料につきましては、補正額はありませんが、その他財源内の財源振り替えでございます。4項1目高額介護サービスについても補正額はありませんが、財源振り替えをするものでございます。

次のページであります。5項1目高額医療合算介護サービス費は、補正額248万円の増で医療と介護の両方を利用した場合に、自己負担額の軽減を図るものでこれまでの負担実績に基づくものでございます。6項1目の特定入所者介護サービス費87万円の増についても、これまでの負担実績

に基づくものでございます。

3 款地域支援事業費、1 目介護予防事業費交付金対象分であります、補正額 23 万 8,000 円の減、2 目一般財源分、補正額 129 万 6,000 円の減につきましては、委託料で各種サービス等の利用実績の減によるものでございます。

次のページであります。2 項 1 目包括的支援事業費の 66 万 4,000 円の減に伴いましては、賃金等の精査によるものでございます。2 目任意事業費交付金対象分、補正額 10 万 3,000 円の減、及び 3 目の一般財源分、補正額 264 万 7,000 円の減につきましては、事業費等精査、利用実績の減による各種サービス業務委託料の精査及び緊急通報装置購入の執行残、これらによる減が主なものでございます。

これに対する歳入でございますが、81 ページに戻っていただきまして説明をいたします。1 款保険料、1 目第 1 号被保険者介護保険料、補正額 100 万 3,000 円の増で、主な要因は第 1 号被保険者の所得が当初の見込みより高かったことなどによるものでございます。

3 款国庫支出金、1 目介護給付費負担金、補正額 541 万 3,000 円の増、これは介護保険給付費等で実績による負担金額の確定によるものであります。2 項国庫補助金、1 目調整交付金及び 2 目地域支援事業交付金につきましては、保険給付費等の実績、これは事業費の精査に基づき交付金の額の確定によるものであります。3 目介護保険事業補助金、この増額につきましては、ことしの 4 月から介護報酬の改定がされることから介護保険システムの改修に伴う補助金でございます。

次のページです。4 款支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額 356 万 7,000 円の増につきましては、保険給付費等実績による交付金の額の確定によるものでございます。

5 款道支出金、1 目介護給付費負担金、補正額 176 万 2,000 円の増、及び 2 項の道補助金、1 目地域支援事業交付金、8 万 8,000 円の減についても額の確定によるものでございます。

次のページです。7 款繰入金、1 項一般会計繰入金につきましては、それぞれ保険給付費及び地域支援事業費の精査、一般管理費事務費の精査によりまして一般会計からの繰入金であります。2 項基金繰入金では、介護保険事業基金繰入金を 1,320 万 1,000 円減額するものであります。

9 款諸収入、1 目雑収入につきましては、各種サービス利用者が当初見込みより少なかったため減額するものでございます。

歳入歳出それぞれ 154 万 9,000 円を減額いたしまして、補正後の予算総額を 10 億 4,672 万 7,000 円とし収支の均衡を図ったものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただ今から 2 時 30 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 19 分

再開 午後 2 時 30 分

○議長(菅原義幸君) 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第 11 議案第 16 号

○議長(菅原義幸君) 日程第 11、議案第 16 号 平成 26 年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 議案の 89 ページからでございます。今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から 102 万 3,000 円を減額し、総額を 4,055 万 6,000 円とするものでございます。

その主な内容ですが、介護予防支援事業費での介護予防プラン作成件数の減に伴う委託料の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長(丹羽 優君) それでは議案書の 93 ページ歳出より説明いたします。1 款サービス事業費、1 目デイサービスセンター事業費、補正額が 31 万 7,000 円の増、主なものはデイサービスセンター施設に係る 11 節燃料費で、重油の使用実績の増による分。それと 13 節委託料では、給食数利用実績の増によるものが主なものではございます。次に 3 項 1 目介護予防支援事業費、補正額が 134 万円の減で、13 節委託料、介護予防プラン作成委託業務の委託料が当初見込みより少なかったことによるものでございます。

これに伴う歳入につきましては、戻りまして 92 ページであります。1 款サービス収入、1 目通所介護サービス事業収入、補正額が 201 万 1,000 円の増額で、主なものは通所介護サービス利用者の増加によるものであります。2 目介護予防サービス計画費収入、これにつきましては補正額が 85 万 8,000 円の増額で、主なものは介護予防サービス利用者の増加により、計画策定件数が増加したことにある増であります。次に 2 項自己負担金収入、1 目自己負担金収入、補正額が 38 万 5,000 円の増額で、主なものにつきましては、先ほども申しましたとおり利用者の増加による自己負担金収入が増加したものであります。

2 款繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額が 440 万 1,000 円の減額で、主なものは通所介護サービス事業収入及び介護予防支援事業収入の増額によりまして、一般会計繰入金が減額となったものであります。

3 款繰越金、1 目繰越金につきましては、補正額 12 万 4,000 円の増額で前年度繰越金であります。

歳入歳出それぞれ 102 万 3,000 円を減額いたしまして、補正後の予算額を 4,055 万 6,000 円とし、収支の均衡を図ったものでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 議案第 17 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 12、議案第 17 号 平成 26 年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案の 95 ページからでございます。今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に 58 万 9,000 円を追加し、総額を 2 億 8,817 万 8,000 円とするものでございます。

その主な内容ですが、各施設の維持管理経費や施設整備事業費の精査のほか、基金への積立金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） それでは議案書の 99 ページ歳出から説明いたします。1 款事業費用、1 項営業費用、1 目総務費で補正額 3,000 円の減でございます。これにつきましては、14 節使用料及び賃借料に係る水道料金システム使用料の減でございます。次 2 目維持管理費、補正額が 809 万 9,000 円の減でございます。主なものにつきましては、12 節役務費の水質検査手数料の減、

13 節委託料の各業務に係る事業精査及び入札を執行残、18 節備品購入の水道メーター器、水道連絡車購入に係る事業精査及び入札執行残によるものでございます。次に 2 項営業外費用、1 目支払利息、補正額が 146 万円の減でございます。これは 23 節の長期債利子の減によるものでございます。

続きまして 100 ページでございます。2 目基金積立金、補正額が 1,314 万円の増でございます。これにつきましては 25 節、積立金に係る簡易水道事業基金積立金の増によるものでございます。

次に 2 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目施設改良費、補正額が 198 万 3,000 円の増でございます。主なものとしたしまして、11 節需用費の修繕料の増であり、これについてはポンプ施設及び管路の漏水修理に係るものです。13 節委託料、15 節工事請負費につきましては、入札執行残に係る減でございます。次に 2 目簡易水道事業費 497 万 2,000 円の減でございます。これにつきましては、15 節工事請負費に係る事業精査及び入札執行残によるものでございます。

次にページ戻りまして 98 ページ歳入でございます。1 款事業収入、2 項営業外収入、2 目他会計繰入金補正額 125 万 8,000 円の減でございます。これにつきましては一般会計繰入金の減でございます。

次に 2 款資本的収入、1 項他会計出資金、1 目他会計出資金、補正額 298 万 9,000 円の減でございます。これにつきましては一般会計から出資される減でございます。次に 2 項繰越金、1 目繰越金、補正額 483 万 6,000 円の増でございます。これにつきましては、前年度繰越金でございます。

以上歳入歳出にそれぞれ向上 58 万 9,000 円を追加いたしまして、収支の均衡を図ったものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 18 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 13、議案第 18 号 平成 26 年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案 101 ページからでございます。今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に 120 万円を追加し、総額を 3,978 万 1,000 円とするものでございます。

その主な内容ですが、各施設の維持管理経費や施設整備事業費の精査のほか、基金への積立金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 議案書の 105 ページ歳出から説明いたします。1 款事業費用、1 項営業費用、1 目総務費、補正額 17 万 6,000 円の減でございます。これにつきましては、27 節公課費の消費税及び地方消費税納付額に係る減でございます。次に 2 目維持管理費、補正額が 109 万 7,000 円の減でございます。主なものにつきましては、12 節役務費の水質検査手数料の減、13 節委託料の各業務に係る入札執行残に係る減でございます。なお、16 節原材料の増につきましては、漏水修理に係る部材費等でございます。次に 2 項営業外費用、2 目基金積立金、補正額が 376 万 4,000 円増でございます。これにつきましては、25 節積立金に係る営農用水道等整備基金積立金の増によるものでございます。

次に 106 ページでございます。2 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目施設改良費、補正額が 129 万 1,000 円の減でございます。主なものとしたしましては、15 節工事請負費の各工事入札執行残に係る減でございます。

次にページ戻りまして 104 ページ歳入でございます。1 款事業収入、2 項営業外収入、2 目他会計負担金、補正額 47 万 2,000 円の減でございます。これにつきましては、一般会計負担金の減でございます。

次に 2 款資本的収入、1 項他会計補助金、1 目他会計補助金、補正額 129 万 1,000 円の減でございます。これにつきましては一般会計補助金の減でございます。次に 2 項繰越金、1 目繰越金、補正額 296 万 3,000 円の増でございます。これにつきましては前年度繰越金でございます。

以上歳入歳出それぞれに 120 万円を追加いたしまして、収支の均衡を図ったものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第19号

○議長(菅原義幸君) 日程第14、議案第19号 平成26年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 議案107ページからでございます。今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から1,967万4,000円を減額し、総額を4億5,014万7,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、施設の維持管理経費の精査のほか、下水道整備費の精査の分について補正をお願いするものでございます。また予算に合わせまして地方債の変更2件をお願いしております。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長(原進君) 議案書の109ページです。第2表地方債の補正について説明いたします。起債の目的、水道事業(公共)につきましては、北檜山区の下水道整備に係る起債でございます。これにつきましては、限度額3,380万円を210万円減額し、3,170万円に変更するものであります。変更理由につきましては、歳出予算であります資本的支出に係る委託料、工事請負費の起債対象事業費が、事業精査及び入札執行残により減額が生じるためでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。次に下水道事業(特環)につきましては、大成区、瀬棚区の下水道整備に係るものでございます。限度額2,720万円を700万円減額し、2,020万円に変更するものであります。変更理由につきましては、先ほど説明させていただいたというと同様でございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

続きまして113ページ歳出についてご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費で、補正額562万8,000円の減でございます。主なものにつきましては、各施設の事業精査による減と27節公課費の消費税及び地方消費税納付額に係る減でございます。次に2目管渠費、補正額が124万2,000円の減でございます。主なものにつきましては、14節使用料及び賃借料の清掃車借上料の減によるものですが、これにつきましては、管渠等の閉塞が少なかったことによります。次に3目処理場費、補正額が63万1,000円の減でございます。これにつきましては、各施設の精査でございます。

続きまして114ページでございます。2項営業外費用、1目支払利息、補正額が19万2,000円の減でございます。これは23節の長期債利子の減によるものです。

次に 2 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目下水道整備費、補正額が 1,198 万 1,000 円の減でございます。主なものにつきましては、13 節委託料、15 節工事請負費の事業精査及び入札執行残に係る減によるものでございます。

次にページ戻りまして 111 ページでございます。歳入でございます。1 款事業収入、1 項営業収入、2 目その他営業収入、補正額 196 万 1,000 円の減でございます。主なものにつきましては、2 節負担金で北檜山下水処理場で M I C S 処理しているし尿、浄化槽汚泥量の減少によるし尿等処分負担金の減でございます。次に 2 項営業外収入、1 目他会計繰入金、補正額 731 万 3,000 円の減でございます。これにつきましては一般会計繰入金の減でございます。

次に 2 款資本的収入、1 項町債、1 目町債、補正額 910 万円の減でございます。これにつきましては、公共下水道、特環下水道事業に係る下水道事業債の減でございます。次に 2 項他会計出資金、1 目他会計出資金、補正額 15 万 1,000 円の増でございます。これにつきましては、一般会計出資金の増でございます。

次に 112 ページでございます。3 項補助金、1 目補助金、補正額 263 万 6,000 円の減でございます。これにつきましては公共下水道、特環水道事業に係る国庫補助金の減でございます。次に 4 項繰越金、1 目繰越金、補正額 158 万 1,000 円の増でございます。これにつきましては、前年度繰越金でございます。次に 5 項分担金及び負担金、1 目分担金、補正額 48 万 4,000 円の減でございます。これにつきましては、大成区瀬棚区に係る現年度受益者分担金の減でございます。次に 2 目負担金、補正額 8 万 8,000 円の増でございます。これにつきましては、北檜山区に係る滞納繰越受益者負担金の増でございます。

以上歳入歳出にそれぞれ 1,967 万 4,000 円を減額いたしまして、収支の均衡を図ったものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 20 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 15、議案第 20 号 平成 26 年度せたな町漁業集落排水事業特別会

計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案の 117 ページからでございます。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から 22 万円を減額し、総額を 647 万 5,000 円とするものでございます。

その主な内容ですが、120 ページをご覧くださいと思います。歳出で 1 款事業費用、2 目管渠費 30 万円の減額は、清掃車両等借上等の精査による減額、3 目処理場費 8 万円の追加は、電気料金の値上げに伴う追加について補正をお願いするものでございます。

その財源といたしましては、歳入で 1 款事業収入、2 目他会計繰入金で一般会計繰入金 22 万円を減額いたしまして収支の均衡を図っております。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明でご理解できると思います。

内容の説明を省略し質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 21 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 16、議案第 21 号 平成 26 年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 121 ページからでございます。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から 14 万 5,000 円を減額し、総額を 5,603 万 3,000 円とするものでございます。

その主な内容ですが、125 ページをご覧ください。歳出では 1 款電気事業費、1 目一般管理費 14 万 5,000 円の減額は、11 節需用費の光熱水費、電気料金の値上げに伴う追加、修繕料は風車タワー 1、2 号機の電灯修理や変電所内の蓄電池交換に係る経費の追加、12 節役務費から 27 節公課費まで

は、執行残や精査による減額についてそれぞれ補正をお願いするものでございます。

その財源といたしましては 124 ページですが、歳入で 3 款諸収入、1 目売電収入で電気売払い収入 14 万 7,000 円を減額などいたしまして収支の均衡を図っております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明でご理解できると思います。

内容の説明を省略し質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 22 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 17、議案第 22 号 平成 26 年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 127 ページからでございます。今回ご提案申し上げます補正予算の主な内容でございますが、給与費や診療材料費、1 節維持管理経費の追加などのほか、不採算経費に係る一般会計からの繰入れや、国保病院、診療所の施設運営費等について、国、道から特別調整交付金を受け入れた補助金分の国保会計からの繰入れなどについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、病院事務局長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

小林事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 134 ページをお開き願います。せたな町立国保病院の補正予算でございます。1 款せたな町立国保病院費用、1 項医業費用、1 目給与費 199 万円の増です。これにつきましては、人件費の精査ほか臨時医師賃金の増額が主なものであります。続きまして 3 目の経費です。545 万 3,000 円の増額です。3 節職員被服費では 50 万円の増額ですが、臨時職員の被服費です。それから 4 節消耗品費で 28 万 1,000 円の増、これは診察券を 5,000 枚作成したもので

す。5節消耗備品費 28 万 7,000 円の増、これにつきましては防災用のメガホン、トランシーバーそれぞれ院長のパソコンを購入したものであります。それから 6 節光熱水費につきましては 100 万円ですけれども、電気料金の値上げによるものです。それから 13 節委託料が 172 万円の増で、病院の給食業務でございます。これは入院患者数の増により補正をお願いするものです。それから 14 節通信運搬費では 25 万円、それから 18 節雑費、出張医師の対策費で 96 万 5,000 円ですが、出張委に係る旅費の増、それから医師住宅の家電等の購入によるものです。それから研修会負担金ほか 45 万円ですが、これにつきましては、医療スタッフの研修会の参加による増でございます。

次に 2 項医業外費用 7 万円の減額ですが、企業債利子 22 万円の減額、これは精査分です。それから 2 目の消費税及び地方消費税では 15 万円の増としております。

これに対する収入ですけれども 133 ページになります。1 款 1 項 1 目入院収益 7,782 万 5,000 円の減であります。2 目外来収益はゼロですけれども、医科と歯科を振り替えております。それから 3 目その他医業収益、国保直営診療施設運営費補助金 270 万 8,000 円の増であります。それから 2 項医業外収益、3 目負担金交付金、不採算地区病院運営費負担金 8,249 万円を増額し、収支の均衡を図ったところであります。

次に 136 ページをお開き願います。1 款せたな町立国保病院の資本的支出です。1 目有形固定資産取得費 229 万 5,000 円の増額で、3 節修繕費が 21 万 6,000 円の増ですが、骨密度測定室を改修するため既に機器導入の時期に改修しておりました。しかし収益的支出より支出はしておりますけれども、医療機器導入に関連する修繕のため資本的支出の項目へ、支出科目を変更するものでございます。それから 4 節借上料、生化学児童分析装置借上料 207 万 9,000 円の増で、公営企業会計制度改正によりまして、リースの終了後、所有権移転となる場合は資本的支出からの改正となるために、こちらで計上したものでございます。今回収支で不足する額 229 万 5,000 円は損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に 138 ページをお開き願います。2 款せたな町立国保病院瀬棚診療所費用です。1 目給与費、補正額はゼロで精査分であります。2 目材料費、薬品費で 500 万円の増、これにつきましては昨年夏場に毒蛾等々、注射等の薬品が増えたことにより、今回 500 万円を補正するものであります。それから 5 目資産減耗費 3 万円の増、6 目研究研修費 40 万円、精査による減であります。

これに対する収入ですけれども、137 ページに戻ります。2 款 1 項 1 目外来収益 446 万 5,000 円の減額、2 目その他医業収益、国保へき地直営診療所運営費補助金 909 万 5,000 円を増額し、収支の均衡を図ったところであります。

次に 139 ページをお開き願います。2 款せたな町立国保病院瀬棚診療所資本的収入、2 項 1 目他会計補助金、国保直営診療施設整備補助金 108 万円の増であります。今回収支計上額となる 108 万円は、損益勘定留保資金へ積立てとなるものであります。

次に 141 ページをお開き願います。3 款せたな町立国保病院大成診療所費用です。1 項医業費用、1 目給与費、臨時職員賃金 90 万円の増、3 目経費では電気料値上げによる 20 万円の増であります。

次に 140 ページになります。これに対する収入ですけれども、3 款 1 項 1 目外来収益 9,392 万 9,000 円の減、2 目その他医業収益で国保へき地直営診療所運営費補助金 1,502 万 9,000 円の増、それから 2 項医業業外収益、2 目負担金交付金、不採算地区診療所運営費負担金 2,000 万円の増、これに

つきましては国保病院からの短期借入れした部分の負担分であります。それから3目その他医業収益、合併時一時借入金解消繰入金6,000万円を増額し、収支の均衡を図ったものであります。解消金の部分ですけれども、先ほど財政課長から言いましたが、国保病院からの借入金ですが、現在6,000万ありました。借入残です。これは今回6,000万円返済となりますので、国保病院から借入れしていました総額を3億円の返済は今回で終了となるものであります。

142ページお開き願います。3款せたな町立国保病院大成診療所資本的支出、3項1目他会計補助金、国保特別調整交付金207万円の減です。今回収支で不足する額207万円につきましては、損益勘定留保資金で補てんするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○6番（石原広務君） 資料の138ページで瀬棚診療所の事務長、材料費の薬品の部分ですが、昨年の夏、毒蛾って聞いたんですけど、もう一度お聞かせいただけませんか。

○議長（菅原義幸君） 小林事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 先ほど夏場に毒蛾っていう蛾、夏場にいっぱい刺されて結構患者さんがいまして、それが結構、瀬棚診療所に係っていたという経緯がありまして。それと今回増額理由が、お年寄りの肩、膝、腰こういう方の患者、そういうお年寄りに対する肩こりだとか、腰こういう方の注射も増えたというのがあって今回500万の増額だったというものであります。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○6番（石原広務君） 肩こり、腰もそうですけれども、毒蛾の部分だけで金額いくらかわかりますか。

○議長（菅原義幸君） 小林事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 500万ですけども、毒蛾だけで500万のうちいくらというのはちょっと把握してございません。

○6番（石原広務君） 了解です。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会宣告

○議長（菅原義幸君） お諮りいたします。

以上で本日の会議はこれで閉じ、以後の議案審議は3月11日一般質問終了後に行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって本日の会議はこれで閉じ、延会することに決しました。

なお3月11日午前10時に再開いたしますので当議場にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

長時間にわたりご苦労様でした。

散会 午後 3時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年3月31日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 平 澤 等

署 名 議 員 石 原 広 務

平成27年第1回せたな町議会定例会 第2号

平成27年3月11日（水曜日）

○議事日程（第2号）

- 1 行政報告
- 2 一般質問
- 3 議案第23号 せたな町民の日条例について
- 4 議案第24号 せたな町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第25号 せたな町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第26号 せたな町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 7 議案第27号 せたな町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について
- 8 議案第28号 せたな町教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例について
- 9 議案第29号 せたな町非常勤特別職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第30号 せたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第31号 せたな町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 12 議案第32号 せたな町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について
- 13 議案第33号 せたな町立保育所条例の全部を改正する条例について
- 14 議案第34号 せたな町立へき地保育所条例の一部を改正する条例について
- 15 議案第35号 せたな町学童保育所条例の一部を改正する条例について
- 16 議案第36号 せたな町立北檜山幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 17 議案第37号 せたな町高齢者グループホーム条例等の一部を改正する条例について
- 18 議案第38号 せたな町母子健康センター条例を廃止する条例について
- 19 議案第39号 せたな町国民宿舎条例の一部を改正する条例について
- 20 議案第40号 せたな町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○出席議員（11名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 奥 村 喜美男 君 | 2 番 本 多 浩 君 |
| 3 番 大 野 一 男 君 | 5 番 平 澤 等 君 |
| 6 番 石 原 広 務 君 | 7 番 小 平 久 君 |
| 8 番 澤 田 光 子 君 | 9 番 大 湯 圓 郷 君 |
| 10 番 細 川 伸 男 君 | 11 番 熊 野 主 税 君 |
| 12 番 菅 原 義 幸 君 | |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高	橋	貞	光	君
教育委員会委員長		田	井	重	久	君
農業委員会会長		三	上	博	則	君
選挙管理委員会委員長		大	坪	観	誠	君
代表監査委員		残	間		正	君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高	野	利	廣	君
総務課長	西	村	晋	悟	君
財政課長	高	田		威	君
税務課長	堂	端	重	雄	君
町民児童課長	中	野	真	一	君
保健福祉課長	丹	羽		優	君
産業振興課長	鎌	田	勝	幸	君
建設水道課長	原			進	君
出納室長	原	田	一	美	君
国保病院事務局長	小	林	安	晴	君
総務課まちづくり推進室長	黒	澤	智	彦	君
総務課長補佐	高	橋		純	君
財政課長補佐	神	田		昌	君
税務課長補佐	横	川		忍	君
町民児童課長補佐	佐々木		真由美		君
町民児童課長補佐	坂	谷	洋	二	君
保健福祉課長補佐	西	田	良	子	君
保健福祉課長補佐	元	島	敬	二	君
産業振興課長補佐	佐	藤	英	美	君
産業振興課長補佐	八	木	忠	義	君
産業振興課長補佐	洪	田	彰	人	君
建設水道課長補佐	松	本	健	裕	君
建設水道課長補佐	尊	保	和	仁	君
出納室長補佐	関		功	悦	君

国保病院事務局次長	小 板 橋		司	君
総 務 課 主 幹	阪 井	世	紀	君
税 務 課 主 幹	佐々木	正	人	君
町民児童課主幹	濱 登	幸	恵	君
保健福祉課主幹	上 野	宏	行	君
地域包括支援センター所長	長 内		京	君
産業建設課主幹	三 浦	剛	大	君
産業建設課主幹	浜 高	正	明	君
農業センター副所長	沼 口	英	樹	君
建設水道課主幹	久津間		智	君
建設水道課主幹	上 田	一	男	君
建設水道課主幹	平 田	大	輔	君
国保病院事務局主幹	伊 勢	千佳子		君

《大成総合支所》

総 合 支 所 長	岡 崎	邦三郎		君
産業建設課長	佐 野	英 也		君
地域町民課長補佐	木 村	一 夫		君
地域町民課長補佐	萩 原	勝 幸		君
産業建設課長補佐	沖 崎	孝 純		君
産業建設課長補佐	杉 村		彰	君
国保病院大成診療所事務長	古 守	幸 治		君
地 域 町 民 課 主 幹	中 川		讓	君
大成水産種苗育成センター主幹	栄 田	武 志		君

《瀬棚総合支所》

総 合 支 所 長	駒 谷	正 義		君
産業建設課長	福 士	裕 継		君
養護老人ホーム三杉荘所長	新 保	修 二		君
地域町民課長補佐	濱 口	喜 秋		君
産業建設課長補佐	松 岡	義 明		君
国保病院瀬棚診療所事務長	高 木	雅 彦		君
地 域 町 民 課 主 幹	古 畑	英 規		君
養護老人ホーム三杉荘次長	平 賀	英 治		君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長	成 田	円 裕		君
教育委員会事務局長	篠 塚	三喜郎		君
大成教育事務所長	辻	雄 一		君

教育委員会事務局次長	丹	羽	小百合	君
瀬棚教育事務所長	三	浦	孝史	君
給食センター副所長	早	川	克紀	君
教育委員会事務局主幹	増	田	和彦	君
教育委員会事務局主幹	上	野	朋広	君
教育委員会事務局主幹	黒	澤	美知子	君
北檜山幼稚園長	鎌	田	郁美	君
大成教育事務所主幹	杉	村	輝明	君
社会教育係長	奥	村	大樹	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	吉崎照人	君
------	------	---

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長	西村晋悟	君
書記次長	高橋純	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局長	佐々木正則	君
事務局次長	横川洋二	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長	佐々木正則	君
事務局次長	横川洋二	君
事務局書記	松林功	君

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） おはようございます。

ただ今の出席議員 11 名で定足数に達していますので定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第1、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2件行政報告をさせていただきます。

1点目、せたな町立国保病院、診療所の医師体制及び眼科委託診療の休止についてでございます。まず、本年4月以降の医師体制について申し上げます。町立国保病院につきましては、森院長を中心に、内科外来は河合副院長、また4月から常勤内科医として馬出裕司 先生が着任し、ご勤務頂くことになりました。馬出先生は平成24年に熊本大学医学部卒業後、道内の公立病院で勤務をされておりました。さらに嘱託内科医師として4月6日付けで黒川剛生先生が、半年間の契約でご勤務頂くことになりました。応援医師として循環器専門医宮田先生、消化器科専門医小林先生、佐々木先生には引き続き勤務頂けることになりました。また、応援病院として札幌山の上病院など、週末には北海道大学、北海道地域医療振興財団の協力を得ながら診察に当たって行くことにしています。

瀬棚及び大成診療所の所長につきましては、村中先生、小六先生に引き続きご勤務いただけることとなりました。改めて感謝と御礼を申し上げる次第であります。

次に眼科委託診療ですが、現在、吉田眼科病院に月1回診察をお願いしていますが、当病院の医師が体調を崩され、診察医師が不足となることから4月から休止したい旨連絡がございました。吉田眼科病院では、月2回無料のバスを運行していることから日程、出発時間などについて院内掲示や町広報等で周知するとともに、出来るだけ早く診察が再開出来るよう要請をしていくこととしております。

2点目です。大成歯科診療所の今後の診療体制についてでございます。

本定例会初日の行政報告で、長年にわたり大成区歯科診療業務を担っていただいていた宮田医師が急逝され、小田歯科衛生士と鈴木歯科医師との間で、再開に向けた話し合いが行われている旨、ご報告させていただいたところであります。その後3月4日夕方に小田歯科衛生士が来庁され、話合いの報告がありました。その結果であります、大変残念ながら鈴木先生からお断りされたとのことでありますので、まちとしては、新たな委託先を探す手続きを進めることといたしました。具体的な手続きとしましては4月10日を期限とし、昨日から町ホームページに募集記事を掲載しているほか、新聞各社、歯科専門雑誌、関係機関への募集記事の掲載依頼を進めてまいります。また、大成区の住民には、明日3月12日に回覧文書を全戸配布し、当面休

診する旨の周知と、現在月 6 回運行の北檜山区への患者輸送バスを利用し、北檜山区、瀬棚区の歯科診療機関において受診していただきたい旨も併せて周知することとしております。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○議長（菅原義幸君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第 53 条に規定されていまして、質問、答弁は簡明にするようお願いいたします。

それでは、通告順に順次発言を許します。

8 番、澤田光子議員。

○8 番（澤田光子君） 議長のお許しをいただきましたので、先に通告しております交通弱者対策について町長に質問させていただきます。

高齢者で車の運転ができず、足腰が弱くなり買い物等に出かけたくとも出掛けられない、そうした日常の生活に苦勞している交通弱者が増えています。農林水産省の農林水産政策研究所が昨年 10 月に公表した推計によると、移動手段として自家用車が使えず、足の確保等が困難な 65 歳以上の人は 2025 年に全国で 598 万人になるといわれております。住民の高齢化に伴い交通弱者が増えていくと懸念されているのは、我が町せたな町においても同じと考えます。具体策を急がなければならない現状にあります。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう交通弱者対策に本腰を入れて取り組んでいかなければならないと考えます。

そこで、少子高齢化が進む町で最も重要な位置付けとして高齢者の足の確保、また町民が等しくバスに乗れるように路線バスの空白地帯解消、また公共施設への送迎バスの一元化、このことについて本格的な議論が必要と考えますが、町長の見解をお聞きます。

○町長（高橋貞光君） それでは澤田議員の質問にお答えします。

今、せたな町はもとより、日本全国の生活交通は山間部や過疎地域で存続の危機に瀕しており、自動車を運転できない子どもや高齢者などの地域の住民にとって、通学や買い物、通院などに欠かせない移動手段がなくなり、生活基盤の危機が重大な問題になっています。また移動手段の確保は日常生活を送る上で大変重要であり、今後さらに、高齢化や過疎化が進行することを見据えると、より一層その必要性は高まるものと考えております。現在、せたな町内には 5 つの路線バスが運行されていますが、自家用車の普及、少子高齢化、人口減少など社会情勢の大きな変化に伴い、利用者は年々減少しており、路線バスの維持確保が困難な状況になっています。

また、小中学校の統廃合に伴って運行しているスクールバス、スクールハイヤー、医療機関へ通院のための患者輸送バス、町内会や老人クラブなどの行事のためのふれあいバスや福祉バスを委託運行しており、路線バスでは補えない地域の方々の移動手段をきめ細やかに確保しているところであります。しかしながら、議員からご意見のありましたとおり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう交通弱者対策が急務となっておりますことから、様々な地域で運行されているコミュニティバスの導入や、ドア・ツー・ドアによる乗り降り、路線延長による街中への乗り

入れ、予約運行いわゆるデマンド型バスなど、現在よりも利用者の利便性を高められるのではないか。あるいは、国からの補助対象となれば、財政負担の軽減を図ることができる可能性もあると思われ、公共交通空白地域の解消も視野に入れた、まちの公共交通のあり方について、本腰を入れて、様々な角度から研究、検討して行く必要があると考えているところです。

具体的には、現在、利用者が少なく、まちからの赤字補填により存続している路線バスと同様な区間を運行しているスクールバスや患者輸送バスなどとの一元化など、住民にとって利便性の高い効率的で合理的な公共交通のあり方を考えるため、新年度、関係各課が連携、協議する公共交通調整会議を設置して参りたいと考えております。

○議長（菅原義幸君） 澤田議員。

○8番（澤田光子君） 2回目の質問をさせていただきます。

町長もご存じのように平成27年2月28日現在の65歳以上の人口は、北檜山区においては1,818名、36.3%高齢化率、大成区912名、52.9%、瀬棚区858名、41.6%、全体で3,580名、そして40.8%の高齢化率です。こういう現状にある中で、今この中に、何名の方々が車の運転が、まだ続けていける人たちがいるのでしょうか。高齢化になることにより、車を運転しなくとも事故を起こしてしまったり、家族に車のキーを取り上げられたりと、自分は運転ができと思っている、周りからとめられてしまっています。そうすることにより、今まで自分の思うように出歩いていたことが、ある日突然出歩くことができない。家に閉じこもりになり人と会うこともない。老人クラブ等にも行くことができない。そうすると思わぬ病気も発生することになります。交通弱者、買い物弱者のための足の確保が急務と考えます。今、しっかりと机の上に、せたな町民の高齢化に対応した地域の交通のあり方を探るための本格的な議論が最も必要と考えます。この面積が広いせたな町で、町民が等しく公共交通を利用できる仕組みは決して、ことし、来年でという話にはなりません。しかし早急に公共交通のあり方を話し合う協議会を立ち上げ、また現状の交通化問題の聞き取り調査、全町民地域の交通アンケート調査等々地道な作業を得て、実証実験、試験運行等々長い時間をかけなければなりません。私は、この問題に関して、先だって松前町、そして隣まちの今金町において勉強させていただきました。やはり、そちらでも3年、5年という時間、歳月をかけて行われてまいりました。しかし3年、5年、また将来を見据えてしっかり進めていただくこととなりますが、そのためにも、今私は、ぜひ職員を一人専属に置いて進める必要があると考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは再質問にお答えいたします。せたな町内の公共交通は、それぞれ役割を持って運行しておりまして、運行経路、運行時間、運行頻度など複雑でありますことから、一朝一夕に協議を進めることは容易ではございません。ですから役場内で十分に検討を重ね、方向性を決めてから必要に応じて次のステップであります道路運送法に基づく地域公共交通会議、あるいは国土交通省の補助を受けるための地域公共交通確保維持改善協議会といった組織を設置して参りたいと考えております。なお、その法定協議会の構成員につきましては、当然のこととありますが、地域住民、利用者を代表する町内会や老人クラブやPTAなどの代表者をはじめ、北海道運輸局函館運輸支局、檜山振興局やバス事業者などに役場関係課が加わって組織して

いくことになると考えております。

○議長（菅原義幸君） 澤田議員。

○8番（澤田光子君） 町長は協議会を立ち上げてやっていただくという方向性を見出させていただきました。これは最後の質問になりますが、2月16日にドクターヘリが動き出しました。5年前、助かることのできる命は絶対助けましょうと始まったことが、ことし、しっかりと担保されたのです。今度は、この交通弱者、買い物弱者による町民の足の確保を担保していただきたい、そのように思います。町長が町民のために、舵取りをしていただくのであれば、私も下支えはさせていただきますが、しっかりと担保していただきたいということをお願いして、最後の質問を終わらせていただきます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 現在、このバスの運行経費ですが1億9,000万円ほど、まちは予算を組んでおります。生活交通確保基金、ご存じの基金につきましても残りわずかということで、これからこの財源の確保というものをしっかり真剣に考えていかなければなりません、今おっしゃることは大変重要な問題と捉えておまして、足の確保については、今後ともしっかり予算を確保してまいりたいと。そして新たな議員のおっしゃる公共交通のあり方につきましても、こういった財政厳しい状況に中ではありますが、前段でも答弁申し上げましたバスの運行の効率化や補助金を導入できないかどうかと、そういった可能性についても十分検討させていただいて、できるだけ公共交通を高齢者や子供たちの足の確保を十分検討してまいりたいと考えておりますことをご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 3番大野一男議員。

○3番（大野一男君） 6次産業化の展望について町長にその所見をお伺いをさせていただきます。6次産業化は農林漁業を1次産業としてだけではなく、加工などの2次産業、さらにはサービス、観光関連、小売などの3次産業まで含め1次から3次まで一本化した産業として、農林、漁業の可能性を広げようとするものであります。農林水産物の生産から加工販売まで手掛ける6次産業化で、地域の特産品に付加価値をつけ農林漁業者の所得改善を図るだけではなく、観光客集客や関連産業への波及効果も期待されているところであります。国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の一環として、平成27年度から平成31年度の5カ年間計画期間で、農林水産業の成長産業化として6次産業の市場規模10兆円、就業者数5万人を創出するなどの目標を掲げております。さらに農林漁業者が主体となって、6次産業化に取り組めるよう多様な支援メニューを準備しております。平成27年度6次産業化関連事業の支援対策の概要には、6次産業化ネットワーク活動交付金、6次産業化サポート事業、農山村漁村地域ビジネス創出人材育成委託事業、農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用、学校給食地場食材利用拡大、モデル事業などが掲げられ事業推進を具体的に図っていかうとしております。せたな町は第1次産業の農林漁業を基幹産業と位置付け、これまでもさまざまな振興策を展開してまいりました。さらに、こうした国の6次産業化事業推進へ積極的な支援を背景に、当町も産官学連携のもと6次産業化を推し進め、さらなる成長産業化を図り、せたなモデルを確立していくことが求められていると考えます。今後の6次産業化取組みへの姿勢、展望について町長の所見をお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは大野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員の言われるとおり農林水産省では、6次産業の市場規模を平成31年度までに10兆円という政策目標を掲げ、目標を達成するため、多様な支援メニューを準備しているところであります。まちでは、これまで農業者が自ら生産した農畜産物に付加価値を付けるための加工施設である、女性ふれあいセンター、加工センターの設置や販売するためのふれあい市場を設置し6次化に向けた支援を行なっております。また意欲のある農漁業者については、自ら加工場を設け直売所やインターネットでの販売などを行っております。6次産業化は、農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図る上で有効なことと考えておりますが、現状の農漁業者の取り巻く環境では厳しいものがあると思っております。また、農漁業者は流通や小売りに関し素人であるため6次産業化により加工販売を行い利益を上げることは難しいものと推測され、いかにして他の商品と差別化し付加価値を高めた商品を提供できるか、どのように商品の存在を消費者に伝達するかなど課題も多いのが実態であります。平成24年度に策定した農業振興ビジョンでのアンケート調査の結果は、農業者の意向として今後も9割が取り組む予定はないとなっておりますが、町内には既に、約16の農漁業の法人等が意欲を持って6次産業に取り組んでおり、さらに複数の法人などが取り組む意向があり相談を受けているところであります。今後も、まちとしては6次産業化に取り組む意欲のある農漁業者などに対しましては、国の補助制度などの情報提供や調整役としてサポートをしっかりとやっていきたいと考えているところであります。まずは産業の根幹である農漁業の1次産業の支援をしっかりとやり、その先の6次産業化へつなげていけるよう地域活力の向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3番（大野一男君） ただ今町長から所見をお聞かせいただきました。当町においては非常に6次産業化の推進が難しい状況にある。農業者の意欲についてもアンケート調査等によると、なかなか自ら手を挙げて積極的な姿勢というものが、今のところ感じられない状況にあるというような内容でした。今の町長の答弁の中で気になったのは6次産業が非常にノウハウを持ってやるのが難しいんだということですが、ゆえに、この度の国が示している6次産業化への推進のさまざまな支援メニューを活用して、第一義的には事業者がしっかりとこのことに取り組んでいく姿勢を持つということが必要でありますけれども、やはりそういうものを一生懸命誘発させる意味で、まちがリーダをとって、その環境をしっかりと進めていくことが私は非常に求められていると感じています。各地でさまざまな6次産業化に向けた実証例があるわけですが、がごめ昆布の6次産業化が、今、函館市地域で非常に話題になってます。これは函館特産のがごめ昆布を使った料理をPRするというので、道南の官民4団体、函館地域産業振興財団、これが核になるわけですが、そのほか北大の水産の研究室であるとか、渡島振興局そして北洋銀行とこの4団体が道南食と観光クラスター型、6次産業化推進協議会を立ち上げて、このがごめ昆布を使った商品開発というものをしております。国交省の補助金を利用しまして、がごめ昆布などの海藻の活用やPRを重点に事業を展開して、現在では函館市内のホテルや飲食店で計13店ががごめ昆布を提供し、大変評判を得ているといったようなことも新聞報道、あるいは地域の話題と

して取上げています。私も先般、小売業が農業をする意味はという講演を聞く機会がありました。これは、いわゆる農地法が規制緩和によって改正されて、いろんな人が農業生産法人を立ち上げて、農業に参入しやすくなった。こういう環境を背景に大手のスーパーであるとか、大手の外食産業あるいは大手のコンビニ等が自分で畑を耕して生産をするということの、そういう紹介をしながらいろいろ議論を聞いてきたわけですが、大手の外食産業の一例として瀬棚区にあるワタミファーム、このことも一つの大きな例題としてお話をお聞きしてきました。それから大手のコンビニですが、これは当町3区にそれぞれ出店しているコンビニですけれども、このコンビニ店では、道内5カ所、長沼、栗山、京極、北見、滝川にそれぞれ自社の畑作、農地というんですか、畑を持ちまして、トマトであるとかニラ、レタス。きゅうり、ミニトマトそういったものを生産をして、そして自らそばに各工場を作って、タイムリーにパッケージしたり、あるいはきゅうりも生産していますが、一つの例として曲がったきゅうりについては、サラダの原料であるとか、自社の漬物工場に回して活用してると。歩留り98%だというようなお話も聞いてきました。そういう生産、そして加工、そして自社の流通を使って各店舗に配送して販売をする。まさに6次産業を大きな資本を背景にさまざまな形で市場は動いているということを認識してきました。せтана町でも、やはりぜひ、こうした実証モデル、今町長のお話もありましたが、町内でも16くらいの団体が、それぞれ6次産業に向けて活動してる実態もあるわけですから、そういうことをよく見込んで、やはりこの状況を拡大していくという方向で、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。国はこの6次産業化への取組みを、地方創生する大きな仕組みとして掲げ、地方の人口減少、地域活性化の起爆剤として国も道も大変注目をしております。また日本成長戦略においては、農林水産業を成長産業にするとした重要施策として、これを6次産業の推進が位置付けられているところであります。意欲のある農林漁業者が主体となって、6次産業化に取組み、そして進めるように、ただ今町長から話がありましたが、多様な支援メニューを用意しております。せтана町においては受動的ではなくて、能動的かつ積極的にこうした支援の活用を進めていくべきではないかと思います。支援メニューの一括の一つの例題として6次産業化ネットワーク活動推進交付金等の概要を見ますと、市町村段階、行政、農林漁業。商工金融などの関連機関で構成する6次産業化、地産地消推進協議会等を設置して、6次産業化戦略構想を策定し、その指針に沿って地域ぐるみで行う6次産業化の取組みを支援していくとあります。ぜひ、まちもこういうことをしっかり見据えて、準備をしていただきたいと思います。それから最後に、ひやま漁業協同組合で加工販売をしているスルメの塩辛であるとか、たこチーズ、町長私は大成高校の卒業ですけども、卒業文集のタイトルがもみじ子というんです。このもみじ子というのは助子なんです。そういう非常に旧久遠漁協組合のころから親しみのあるもみじ子であるとか、ウニの塩辛等、そういうものを加工してるわけですけども、かつては久遠にも加工場がありましたが、ひやま漁業協同組合、乙部1カ所で生産をしています。お話を聞きますと、この27年、28年をかけて整理するというので、今、ひやま漁業の理事者の中で議論が交わされているというお話を聞きました。今後については、民間の加工場に生産をゆだねていくという仕組みも考えているようでありますけれども、しかし我々商店にしては、我々といいますか商店にしては、まち場のお土産として、非常に需要がある製品でもあります。こういったいわゆる生産、加工そし

て販売という、今しっかり作られている仕組みでさえも、非常に困窮をする背景があるということ踏まえ、まちもしっかりとした支援を考えていく、そういう時期に来ていると思います。ぜひ、その辺の対応についても、できれば町長の所見をお伺いをしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まずは先ほど 9 割がそういう取組むことがないと言いましたが、これが多いか、少ないかということにつきましては、現在 16 の法人等が 6 次産業に取組んでいると。また、これからも複数の法人等が取組む希望があるということからすると、6 次産業全員が、農業者全員がこの取組めるということではございませんので、むしろこれだけの数が 6 次産業に取組むということになりますと、ほかの市町村に比べましても決して少ない数ではないと思っております。したがって我々としては、これをしっかりサポートをしながら、応援をしながらより 6 次産業が拡大するようにと、進行するようにさまざまな形での支援をこれから考えていかなければならないと思っております。その一つとして今回、補正予算にも計上いたしました 6 次産業化拠点施設構想策定事業に予算を付けさせていただきました。この具体的な業務内容としましては、せたな町の現況及び地域資源調査として観光入込動向、周辺交通量などの把握、農産品や水産品、加工品、特産品や観光資源、人的資源を明らかにする。次に既存施設の役割分担や連携方策について検討をさせてもらう。また施設の運営主体、運営方策を検討し、雇用の創出など地域活性化に向け生産から加工販売、サービスまでを定期的に展開する 6 次産業化方策について検討する。さらに施設に求められる機能や施設の内容を規模を整理し、適当と考えられる地区におけるゾーニング、施設配置案、収支計画案について検討する。また農協や漁協、商工会、観光協会などの関連団体や町民、生産者の意見聴取を行い、せたな町に最も適した整備基本構想を取りまとめていきたいというものでございます。これにつきましては、必ずしも実施ありきではなくて、当然、不採算で整備を断念することもあるかと思いますが、しかし、この研究を深めることによって得られるさまざまなデータにつきましては、今後 6 次産業を進めようとしている、皆さんまた、現在取り組んでいる皆さんにとりましても貴重な資料として使っていただけるものと今考えております。いずれにしても 6 次産業、先ほども言いましたように、皆が取組めるということではございませんが、しかし、それぞれがしっかり技術を磨いていただいて、すぐれた加工品であるとか、売れる商品づくり、これらを目指していただくことが、大切と思っておりますので、まちとしてもさまざまな角度から、もちろん国のさまざまな支援策ございますからそういったことも取組みに対する支援等も含めまして、しっかりやっていきたいと思っておりますことでご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3 番（大野一男君） 3 度目、最後の質問になろうかと思いますが、させていただきます。町長は平成 26 年度補正予算の中で、地域総合戦略の中の予算化の一つの駒として、確かに 6 次産業についての付記がございました。詳細については、これでいろいろ議論をするというのは時間的な制約もありますので、別の機会にまたやる機会があればと思いますけれども、いずれにしても、まちの姿勢として、この国のさまざまな支援メニューを活用して、そして参加のさまざまな産業団体、あるいは意欲のある農業者、漁業者、林業者に対して働きかけをして何とかして、せ

たなとして今後ネットワークを作って、しっかりと推進していくんだと。こういう姿勢で取組むということをもう一度確認をさせていただきたい。それから先ほど個別の案件でちょっとお話をさせていただきましたけれども、例えば、水産加工について今販売を行っている、ひやま漁業協同組合の加工場が何らかの形で閉鎖となった場合には、まちがリードして地域の中にそういうものを引き継いで加工販売等をするような働きかけをする、あるいはそういう要望があったときは、積極的に相談に乗って立ち上げに対して、協力的に対応していくという姿勢はあっていいんだろうと思うんですが、その辺についてもう一度、町長の答弁を求めます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 先に最後の方のほうの漁協の水産加工の話が出ましたが、議員も当然わかっててのご質問かと思いますが、これはあくまでも6次産業というのは生産者が自ら加工をして、販売をするということございまして、まちが加工に関わるというようなものではございません。ただ、漁業者そのものが、これを受けてぜひ自分で収穫した、漁獲をした魚を加工するという取組みがなされるとすれば、それは当然、まちとしてもしっかりと国の6次産業のさまざまな支援を導入するということでのお手伝いなど積極的にやらせていただきたいと思います。今その程度の答弁しかできませんが、先ほども言いましたように今年度実施する策定事業、このコンサルの結果を見まして、まちがどのような支援ができるのか。あるいはまた、どのような支援をすることによって効率的に6次産業を推進できるのかということも併せて研究をさせていただきたいと思っておりますので、コンサルの結果を受けてさらに考えていきたいと考えておりますことをご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3番（大野一男君） 質問通告をしておりました2問目について町長、教育長に質問をいたします。教育委員会制度改革への所見について町長も並びに教育長に答弁を求めます。この度、1956年から続いた教育委員会制度が59年ぶりに抜本的な改正をされました。制度改正によりまして、教育行政における責任体制の明確化、教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する首長との連携強化、いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化などが図られていくとしております。改正の主な要点は、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、すべての地方公共団体に総合教育会議を設置する。教育に関する大綱を首長が策定などが掲げられております。今回の改正の大きなポイントは、やはり首長の教育行政への一定の関与が明確にされたことにあります。これにより教育の政治的中立性をこれまで以上に保ち、新制度との整合性をどう進めていくのか。その慎重な運用がより求められると考えます。町長、教育長に今回の教育委員会制度の改革について、改めて所見をお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは二つ目のご質問にお答えをいたします。ご質問は今回の教育委員会制度改革についての所見を、町長と教育長のそれぞれに伺いたいとのことでありますので、私から先にお答えします。

はじめに、制度改革に至った背景などをお話しさせていただきますが、教育委員会制度は、教

育の政治的中立性と継続性、安定性を確保し、教育行政に多様な民意を反映する仕組みとして、長年にわたり大きな役割を果たしてきました。しかし、その一方で教育委員会制度に対しては、責任の不明確さや閉鎖的体質、危機管理能力などの問題を指摘する声があったことも事実でありまして、いじめや体罰に起因するとみられる自殺事件などの社会的状況を背景として教育委員会制度が改正され、本年4月1日より施行されることになったものであります。制度改正の内容については、大野議員のご発言のとおりであります。大きなポイントとしては1点目として、教育長を教育委員会のトップとし、教育行政の責任者としての教育長の立場が明確化にされたこと。2点目として、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を議会の同意を得て、首長が任命する仕組みとしたこと。3点目として、児童生徒等の生命、身体の保護などの緊急時の対応などについて、首長の責務が明確にされたことであります。これらの改正については、責任の重さを痛感しているところであります。

次に教育委員会の政治的中立性の確保であります。4月からは町長、教育長、教育委員などで構成される総合教育会議を設置いたしますが、学校や社会教育などの現状や課題について伺いながら、教育委員会と十分に連携を図り、支援して参りたいと考えております。また、総合教育会議の運営にあたっては、教育委員会の意見を尊重しながら進めて参りたいと思っております。

次に大綱の策定であります。教育・文化・スポーツなどに関する大綱を策定することになりますが、新たな教育推進計画が本年1月に策定されております。本計画は、せたな町の教育を進めるための重点施策などが盛り込まれた計画でありますので、教育委員会の意見を尊重して、この教育推進計画をもって大綱として取り計りたいと考えております。いずれにしても、制度改正後も教育委員会は、自治法上の執行機関としての位置付けや、教育委員会としての職務権限は変更されませんので、政治的中立性は従来通り保たれるものと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） それでは、大野議員のご質問に対する所見を申し上げます。

今回の制度改正においては、教育委員会を代表する教育委員長と事務局を統括する教育長を一本化した、新教育長を置くことになりました。任期は現行の4年から3年に変わりますが、この4月1日以降に任期満了する教育長については、経過措置として在任中は旧制度を適用することになっております。この度の改正により、教育委員会における責任の所在が不明確であるという従来の課題が解消され、教育行政の最終責任者が新教育長に一本化されたことにより、新教育長が教育委員会の実質的なトップになりますので、教育委員への迅速な情報提供や会議の招集が可能になること、さらには緊急時において早期にその対応が可能となったことについては、一定の評価をしているところであります。また、教育行政の責任者としての責任の重さを感じているところであります。

次に総合教育会議であります。会議を通して町長に学校の様子や社会教育の実状などを伝えることができますので町長の意見を伺ったり、教育施策の協議が良い形できるものと思っております。また会議の透明化を図るために会議録を作成することになりますが、教育委員会においては、既に会議録の作成、公開をしております。総合教育会議においても同様の取扱いになろうか

と思いますので、透明性は図られていくものと思います。教育委員会の権限、組織などではありますが、今回の改正においても、地方自治法上の執行機関としての位置付けや、教育委員会の職務権限は変更されておられません。従って町長の意見は尊重しますが、最終的には教育委員会で決定することになりますので、政治的中立性は保つことができるものと考えております。いずれにしても、執行機関としての教育委員会の機能はそのまま残っておりますので、町長や町長部局との連携を十分に図りながら、教育委員の皆さんとしっかりと意見調整を行って、教育行政の執行に努めて参りたいと思っておりますので、ご理解願いたいと存じます。

○3番（大野一男君） ありません。

○議長（菅原義幸君） 11番、熊野主税議員。

○11番（熊野主税君） 議長のお許しができましたので、先に提案しております1本の質問をさせていただきます。本議会の最後の一般質問なろうかと思ひます。どうぞよろしくお願い致します。

瀬棚区の救急車配備について、まちづくり計画調査特別委員会において平成28年4月に新消防庁舎を北檜山区豊岡に新築移転し常備消防の車両すべて集約することから瀬棚区においては、瀬棚総合支所改築後瀬棚分遣所とし、職員は日中2人、夜間は1人を配備、夜間の職員は本所から救急車が来るまでの間、指令車にAED等機材を積み込んで出動し、応急的な措置を図る。つまりは瀬棚区には救急車の配備をしないとのまちの方針に対して、小平委員の賛成を受けて少数意見の留保をした経緯がございますが、26年度に開催された瀬棚区町内会等の要望事項の救急車配備については、職員が急激に減らない事、瀬棚区の人口を考慮し対応出来る範囲で、日中だけでも瀬棚区に救急車の配備を検討すると回答しております。具体的にどのように配備する計画かお示しいたさきたい。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 熊野議員の質問にお答えいたします。

せたな消防署と瀬棚支署を統合し、北檜山区豊岡にせたな消防署の新庁舎が平成28年4月に完成移転いたします。瀬棚区には、瀬棚総合支所を改修し瀬棚分遣所とし、職員は日中2人、夜間は1人を配置、救急要請があった場合には、本署から救急車が来るまでの間、指令車にAEDなどの機器を積み込んで応急的な措置を図ることで、まちづくり特別委員会でもご説明申し上げてきたところでありますが、瀬棚区で開催されました町長と町内会長との懇談会におきまして、瀬棚区に救急車の配備についての強い要望が2年続けてありました。そこで現人員の中で統合のメリットを最大限に生かしながら瀬棚区に救急車の配備が出来ないか検討を指示したところでございます。まちづくり特別委員会においては、熊野議員から昼間3人ワンクルー配置というご提案があり、分遣所には日中2人を配置する予定でございましたので、あと1人配置すると救急体制がとれることから、消防職員が急激に減らないことや瀬棚区の人口なども考慮し、土、日、祝祭日などを除く平日の昼間だけでも救急車を置くことが出来ないか検討した結果、署員数が24人までぎりぎり瀬棚分遣所と本署に救急車を1台ずつ置くことができますが、人員が23人以下となった場合は、物理上救急車を配置することができないということでございます。なお、現在は28人体制、瀬棚と北檜山合わせて28人となっておりますが、平成27年、新年度と28年度は27人、29年度は24人、30年度には23人となることが想定されますので、平成28年度、29年

度の２年間は、瀬棚分遣所にも日中の平日に限り救急車を配置して参りたいと考えておりますこととご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（菅原義幸君） 熊野議員。

○１１番（熊野主税君） まちづくり計画調査特別委員会においては、救急車の配備はしないというまちの提案どおり可決されましたが、今回、今の町長の答弁ですと当面の間、24名体制の出来ている２年間は救急車の配備をするということで、置かないと言ったところから考えれば、瀬棚区民の不安の声が届いたのかということ、一つの安心は生まれましたが、今言った23名体制は当初の予定では、33年のはずだったんです。なだらかに減っていくということだったんですが、大分前倒して人は減っていくんだということ。消防職員というのは、職務柄、大変ストレスとプレッシャーを受けて毎日職務をこなしております。23名体制ということは、町長も言われたとおり、救急隊の２クルーがいない状態です。つまりは救急車が２台ありますけども、１クルー出動すると、もう１台の救急車は動けない。そのためにはどうするか。非番の職員を召集を掛けて待機をさせるという形を取ることになると思ひます。普段でもストレスとプレッシャーを掛けての職員が非番公休であっても、いつ、自分が召集掛かるかというプレッシャーをまた受けなければならないという。１人いるかないかで随分と職員の待遇が違ふのではないかと。この先、町民の考え方や不安の声や、また職員のいろんな配置の考え方や、またその時の議会の考え方、まちの執行の仕方、時々いろいろ変わるものだと思います。今２年間の猶予という担保はいただきましたけども、その時々状況にあった皆さんと議論しながら、いろんなことを進めて、この救急車の問題もできるだけ瀬棚区にどうしたら救急車の配備ができるかという観点からお考えいただきたいと思ひますが、町長もう一度お答えをお願いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ２回目の質問にお答えをいたします。

消防業務といひますのは、この救急対応、あるいは消防の救急出動ばかりではございませんで、予防業務、防火対象の査察であるとか、危険物の施設の査察、あるいは防火対象避難訓練指導、老人世帯の査察、あるいは啓蒙業務としては、消防署員、団員の訓練、車輛の点検、団の車輛の点検であるとか、消防水利の消火栓等の除雪であるとか、あるいはまた応急手当普及講習会など、さまざまな業務がございします。したがひまして、ぎりぎりですとやっておりますとこういふ業務が出来ないことになりますので、これは現状を、今の現状ではかなり窮屈な人員体制となっております。したがひまして、今後統合することによってより効率的に署員の配分が、配置が可能ということになりますから、これは前の委員会でも申し上げたあるとおりでございまして、このことによって、より体制がしっかりと成されるということになるのではないかとと思ひます。ただ、瀬棚区の救急につきまして、先ほど24名体制まで可能と申し上げましたが、24名体制での日中の救急対応は、こうしたほかの業務から考えますと非常に厳しいものがあるということは署から、そういったことが言われたところではございしますが、しかし何とかして、厳しいのは承知の上で何としてもこの瀬棚の救急、急激に救急車の配置ができなくなるということについては、いろいろと町民、区民の不安も残ることから、無理を承知で消防サイドにはお願いをされているという状況でございまして、24人いれば、可能ということでは決してございませんで。また23人になります

と、これも物理的に人間が回らない状況にもなっておりますので、これはなんとしても出来ないんだという状況にありますので、この辺は一つご理解いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 熊野議員。

○11番（熊野主税君） 町長の今の話は十分理解はしておりますけども、何分にも初めて瀬棚消防署、それから北檜山消防署が統合するという形というのは、まだ経験がないことであり、ましてや本庁には今いる職員が集約されて、瀬棚区には数名だけ、2名、1名という職員配備になるということ自体が、どういうことが起きるかってことが理解しておりません。2年間という中で、いろんなことが起きるでしょうし、いろんな経験もできますでしょうし、それらを踏まえて、やれるかやらないかという判断は、そのときを経ていろいろ議論しながら進めていきたいと思いますが、もう一度町長お願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは3回目の質問にお答えをさせていただきます。先ほどの2年は可能ということについては、ご理解をいただけたものと思っておりますが、それ以降につきましては、これは前の消防の組織の再編等の議論、まちづくり特別委員会等で十分協議は尽くされたと思っております。その方向でしっかりやっていかなければ、なかなかまちのさまざまな部分に影響が出てくるということで、議員皆さん方のご理解をいただいたと思っております。新たな体制での消防の対応につきましては、これで万全ということではないかと思いますが、しかし限られた人員の配置の中で、できるだけ地域住民の皆さんの負託に応えられるように、これはしっかりと署員にもその辺は徹底をして十分対応するようにと考えておりますし、車輛につきましても、現在のところ減らすという状況ではなくて、これはすべてこれから利用して対応するとしているところでございます。この統合することによって得られるメリット、もちろんデメリットもあるわけですが、そういったことメリットを十分出せるようにしっかりこれから組み立てていかなければならないと思っております。その上でまたいろいろ課題が出てくるということであれば、またその時点で皆さん方のご意見をちょうだいしながら、考えて参らなければならないと思っておりますことをご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 以上で一般質問を終わります。

開会から1時間が経過しておりますので、ただ今から休憩に入ります。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第3 議案23号

○議長（菅原義幸君） 日程第3、議案第23号 せたな町民の日条例についてを議題といたします。

す。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その 2 の 1 ページからでございます。本案は、せたな町民の日条例についてであります。せたな町が誕生して 10 周年を契機に、より豊かで魅力あるせたな町を将来にわたって築き上げることを期する日として、町民の日を条例で定めるため本条例を制定しようとするものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは議案第 23 号、せたな町民の日条例につきまして内容の説明をさせていただきます。議案の 2 ページをご覧くださいと思います。せたな町民の日条例でございますが、第 1 条第 1 項では、町民の日について町民であることを誇りに思う心と町民としての一体感を育み、より豊かで魅力あるせたな町を将来にわたって築き上げることを期する日といたしまして、町民の日を定めることを謳っております。次に第 2 項では、3 町が合併いたしました 9 月 1 日を町民の日とするとしているものでございます。

続きまして第 2 条では町民の日を中心として、町民参加のもと町民の日にあふさわしい行事を行うものとするを謳っております。

続きまして第 3 条では、町有施設の使用料の免除規定につきまして定めているものでございます。附則といたしまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、議案第 23 号の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 24 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 4、議案第 24 号 せたな町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。行政手続法の一部を改正する法律の施行により、行政指導の中止及び処分等を求める申出制度が創設されたため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは内容の説明をさせていただきます。議案の 7 ページの新旧対照表で説明させていただきますが、その前に今回の改正の主な内容につきまして、説明申し上げます。法律に規定された要件に適合しない行政指導を受けたと指導する場合に、その行政指導の中止等を求め、また法令違反の事実を発見した場合に、それを是正するための処分等を求める申出制度を、この度創設するため今回の改正となっているものでございます。

それでは 7 ページをご覧くださいと思います。まず初めに、目次でございますが第 4 章行政指導の括弧の中、第 34 号を第 34 号の 2 に改め、第 4 章の次に第 4 章の 2、処分等の求め（第 34 条の 3）を加えるものでございます。

続きまして第 2 条第 1 項第 2 号中、句読点から北海道の条例及び執行機関の規則並びに条例等を、及び条例等に。それから同条第 3 項中の行政庁の処分を条例等に基づく行政庁の処分に改めるものでございます。

続きまして第 5 号中でありましたが、名あて人という部分が、あての部分が平仮名になってございますが、そこを漢字に改めているものでございます。これ以降数カ所出てきますが、以下同様でございます。

続きまして 10 ページをご覧くださいと思います。第 33 条でございますが、行政指導の方法について、第 2 項では、第 34 条の 2 第 1 項に追加規定されました行政指導の中止等の求めを申し出ることができる行政指導をする場合。また第 3 項では、行政機関が不認可等をする権限を行使すること示す場合。それぞれにつきまして、示さなければならない事項についての規定を追加しているものでございます。

次に 11 ページ下段でございますが、第 4 章の 2 処分等の求めでは、処分または行政指導をすることを求める場合の申出書の提出などについてこの規定を加えたものでございます。

続きまして 12 ページをご覧くださいと思います。附則といたしまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。また、せたな町税条例についても記載のとおり一部を改めるものでございます。

以上で、議案第 24 号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案25号

○議長（菅原義幸君） 日程第5、議案第25号 せたな町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町職員定数条例の一部を改正する条例についてですが、せたな町定員適正化計画に基づく職員定数の見直しを図るため、本条例の一部を改正するものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは改正内容につきまして15ページの新旧対照表でご説明させていただきます。職員の定数に関しまして第2条第1項第1号、町長の事務部局の職員250名とありますところ220名に。それから同項第6号の教育委員会の事務部局及び学校の職員30人とあるところ20人にそれぞれ改めるものでございます。附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

大野議員。

○3番（大野一男君） 今提案されている案件ですが、この教育委員会の人数を30から20にする背景が何かありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） この背景につきましては、現に教育委員会委員事務局の人数が、以前は瀬棚商業高校が廃止となったときに、人数削減しているところでしたが、現状に合わせたもので、今回削減をさせていただいてるところでございます。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3番（大野一男君） 参考までに、今対象になっている現状の配置人数についてだけご報告ください。

○議長（菅原義幸君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 現在 19 人でございます。

○3番（大野一男君） わかりました。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案26号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、議案第26号 せたな町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育長の勤務時間、休暇等に関する規定等を条例で定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは議案第26号の内容について説明させていただきます。初めに、これは先ほど一般質問の中でもございましたが、国の制度改革について説明させていただ

きます。この度の教育の制度的中立性及び継続性及び安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化や迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図ることなどを柱といたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、本年４月１日から施行されることに伴いまして、本条例の改正をするものでございますが、本条例につきましては１８ページをご覧くださいと思いますが、まず第１条では、条例の趣旨について、教育長の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるとともに、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めているものでございます。

次に第２条では、教育長の勤務時間、休暇等について、せたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例によるものと定めているものでございます。

次に第３条では、教育長の職務に専念する義務の免除につきまして、せたな町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の適用を受ける職員の例によるものと定めているものでございます。なお、それぞれ第２条第３条では、ただし書きのとおり任命権者を教育委員会、規則を教育委員会規則と読み替えるものとなっているものでございます。附則として施行期日は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日からとしております。経過措置といたしましては、改正法附則第２条１項の場合において、この条例の規定は適用しないとしておりまして、これにつきましては、改正前の法律により教育長となった教育長につきましては、その在任期間中は従前の例により在職するということ謳っているものでございます。

以上で、議案第２６号の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 議案２７号

○議長（菅原義幸君） 日程第７、議案第２７号 せたな町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例についてありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育長は特別職の身分を有することになるため、本条例の一部を改正しようとするものがあります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは 21 ページをお開きいただきます。新旧対照表によりご説明申し上げますが、ただ今の提案理由にもありましたとおり、教育長が特別職の身分を有することになったため、条例 2 件につきまして改正をしようとするものでございます。まず一つ目の条例でございますが、21 ページせたな町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例でございます。第 1 条中、町長及び副町長とありますところ、町長、副町長及び教育長に改めるものでございます。附則といたしまして、施行期日は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日からとするものでございまして、経過措置につきましては、先ほどの条例のものと同様でございます。

それともう 1 件ですが、22 ページご覧いただきたいと思います。せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。第 1 条中、町長及び副町長とあるところを、町長、副町長及び教育長に改めるものでございます。第 3 条では、教育長 55 万円を新たに追加するものでございます。附則といたしまして、この条例は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございまして、経過措置につきましても先ほどの条例の一部改正と同様になってございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案 28 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 8、議案第 28 号 せたな町教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育長は特別職の身分を有することになり、せたな町長等の給与等に関する条例にそれを規定したため、本条例を廃止しようとするものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは内容の説明をいたします。24 ページをお開き願います。ただ今の提案理由にもありましたとおり、先ほどの議案第 27 号で議決をいただきました、せたな町長等の給与等に関する条例に規定をしたため、本条例を廃止しようとするものでございます。附則といたしまして、施行の期日は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。経過措置といたしまして、先ほど来出てきておりましたが、改正法附則第 2 条第 1 項の場合において、せたな町教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なお、その効力を有するとしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案 29 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 9、議案第 29 号 せたな町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償

等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育委員長制度が廃止となるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは内容の説明をさせていただきます。議案の 27 ページをご覧ください。ただ今の提案理由にありましたとおり、教育委員長制度が廃止になることに伴いまして、この別表中、教育委員会の報酬額の欄の記載につきまして、ご覧のとおり委員長又は会長、その他の委員とこの区分けをなく、一本化して 27 万 4,000 円と改めるものでございます。附則といたしまして、施行期日につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から。経過措置といたしましては、この条例による改正後の条例別表の規定は適用をせず、改正前の条例別表の規定は、なお、その効力を有するものとしているものでございます。

以上で議案第 29 号の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案 30 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 10、議案第 30 号 せたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律の施行に伴い、改正後の地方公務員法との整合性を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは内容の説明をいたします。31 ページの新旧対照表をご覧ください。せたな町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第1条にあります第24条第2項の文言を、第24条第5項と改めるものでございます。附則としてこの条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第30号の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第31号

○議長（菅原義幸君） 日程第11、議案31号 せたな町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。特別の事情により又は旅行の性質により支給が困難である旅行に対し、町長と協議して定める旅費を支給するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは内容の説明をさせていただきます。35 ページをご覧ください。新旧対照表でございますが、まず第 1 条中、第 24 条第 6 項を第 24 条第 5 項に改め、第 23 条第 2 項の次に第 3 項といたしまして、任命権者は職員がこの条例の規定による旅費により旅行することが、当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質により困難である場合には、町長と協議して定める旅費を支給することができるという 1 項を加えるものでございます。附則といたしまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で議案第 31 号の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

大野議員。

○3 番（大野一男君） ただ今の説明ですが、ちょっとお聞きしたいんですが、通常の職員の方が研修等に行く場合は、今までの、なんていうんですか、この条例といいますか、これで担保されると思うんですが、その部分とこの新しい 3 番の追加は、その抵触、云々という係りはあるのかないのか。従前、職員研修云々との兼ね合いというのは、あるのかないのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） お答えします。ただ今のご質問の職員の研修の部分とは、直接的にと言いますか、当然、研修に町外に出た場合は旅費が発生するんですけども、先ほどの説明で少し不足してた部分があるかと思ひまして、付け加えて説明させていいますが、町長等の給与等に関する条例がございまして、その中で宿泊料が現在、1 万何がしかの旅費が出るわけですけども、宿泊料。それが、現実には道外のホテルに宿泊した場合に、金額がそれでは不足するというような事態がここ数年、度々あるわけでございます。これは町長に限らず職員が行った場合でも同様でございますが、そういった場合に今回ここで追加させていただきました第 3 項、町長と協議して定めるといったような内容を付け加えて、その現状に合った旅費の支給をしてまいるという内容でございます。

付け加えて申し上げますが、旅費につきましては条例で定まっている金額、実は平成 18 年の年から金額を財政非常事態宣言もしておった時期でございますが、財政が厳しいというおり、その宿泊料につきましても支給額を減額して、それが現在も引き続き、その減額した条項が継続されているということでございますので、付け加えさせていただきたいと思ひます。

○議長（菅原義幸君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第32号

○議長(菅原義幸君) 日程第12、議案第32号 せたな町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 本案は、せたな町子どものためには教育・保育に関する利用者負担額を定める条例についてであります。子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法等の一部改正により、保育に関する利用者負担額等を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

中野町民児童課長。

○町民児童課長(中野真一君) それでは38ページをご覧くださいと思います。内容説明の前に、この度、新たに制定する条例は、従来、児童福祉法の規定で市町村長が扶養義務者から保育料の徴収ができることとされており、それをもとにまちでは保育料を規則で定めておりましたが、児童福祉法の改正によりまして、市町村が設置する保育所等における保育費用の徴収根拠規定がなくなり、今後は子ども・子育て支援法に基づき、市町村が定める額を利用者負担額として保護者から徴収することになりました。そこで国が定める利用者負担額の基準に沿って、就学前児童の教育と保育に掛る利用者負担額、幼稚園保育料と保育所の保育料を一本化した条例を制定するものです。なお、徴収根拠規定を条例で定め具体的な金額については、規則で定めることにしていくものであります。

それでは内容についてご説明いたします。第1条趣旨は、子ども・子育て支援法に基づく子供のための教育、保育に関する利用者負担額に関して必要な事項を定めるものとします。第2条利用者負担額は、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して、まちが定める額は、政令で定める額を限度として規則で定めるという規定であります。本年4月以降の利用者負担額保育料は、国が定める利用者負担の基準額を限度として、幼稚園利用、保育所利用に応じて、それぞれまちが定めてことになります。なお、条文に法第27条第3項、第28条第2項

とありますのは、保育所、幼稚園、認定こども園を利用する場合、第 29 条第 3 項、第 30 条第 2 項は、小規模保育や家庭的保育などを利用する場合をいいます。第 3 条は減免規定を定めたものであります。第 4 条は、施行に関し必要な事項を規則へ委任する規定であります。附則としまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。なお、具体的な利用者負担額は規則で定めますが、その内容については、先般の両常任委員会で説明しておりますので、ご理解願いたいと存じます。当町においては、幼稚園保育料、保育所保育料ともに国の基準よりも低く定めており、4 月以降については、幼稚園保育料は、ひとり親世帯への軽減措置、また同一世帯から 2 人、3 人のお子さんが入園する際にも軽減措置が行われることとなります。また保育所保育についても、昨年 4 月から大幅に低くしております。4 月以降も同様の額としておりますので、利用世帯には負担軽減が図られることと思います。

以上で説明を終わります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菅原義幸君） ただ今から昼食休憩に入ります。

再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第 13 議案第 33 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 13、議案第 33 号 せたな町立保育所条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町立保育所条例の全部を改正する条例についてであります。子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法等の一部改正により、保育所の設置目的及び入所の基準等が改められたため、本条例の全部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） それでは 42 ページの新旧対照表でご説明申し上げます。この度の改正は、子ども・子育て支援法の施行、児童福祉法の改正などによりまして新しい制度との整合を図るため、現保育所条例を改正するものです。改正箇所がほとんどの条文に及び、広範囲にわたることから一部改正ではなく全部改正とさせていただきました。内容説明の前に、主な改正点ですが、一つ目は、子ども・子育て支援法の施行により保育所入所の際の保育の必要性の認定自由を定めることとなったことから、それを別な規則で定めることとしたこと。二つ目は、保育料納付について、先ほど説明いたしました、せたな町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例に基づき納付することとなったこと。三つ目は、保育所の開所時間、休日の条文を定めたこと。この 3 点が主な改正点でございます。

それでは内容ですが、第 1 条で設置ですが、改正前、第 38 条の規定による保育に欠ける乳児、幼児その他の児童の保育施設として、保育所を設置するとしておりますが、第 39 条が保育所とは、保育に欠ける乳児または幼児を保育することを目的とする施設と謳っておりますので、簡潔に第 39 条の規定に基づきに改めるものでございます。第 3 条職員ですが、現状条文では、保育所に次の職員を置く。所長、保育士、調理士など具体的に載せておりますが、これを改正後は所長、保育士その他保育に必要な職員を置くに改めるものでございます。第 4 条は追加する条文でございます。従来開所時間、休日に関する条文の定めがありませんでしたので、新たに定めるもので、条文は、保育所の開所時間及び休日は次のとおりとする。ただし町長が必要と認めるときはこれを変更することができる。第 1 号として開所時間、午前 7 時 30 分から午後 6 時まで。（土曜日にあつては午前 7 時 30 分から午後 0 時 30 分まで）。第 2 号で休日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12 月 31 日から翌年の 1 月 5 日までの日）と定めるものでございます。現行第 4 条保育の実施基準及び資格の条文は、別に保育の必要性の認定に関する規則で保育の必要性の事由を定めることとしましたので、第 5 条として見出しを入所の基準に改め、条文は、保育所に入所できるものは、保育を必要とすると認められた小学校就学の始期に達するまでの児童とする。ただし町長が特別の理由があると認めた時は、保育を必要とすると認められたその他の児童を入所させることができると定めるものでございます。現行第 4 条の第 1 号から第 7 号及び第 2 項については、別に保育の必要性に関する規則で定めることから削除するものです。次に第 6 条は追加する条文でございます。新たに入所の承諾を定めるもので、条文は、児童を保育所に入所をさせようとする保護者は、あらかじめ町長の承諾を受けなければならないとするものでございます。現行第 5 条保育時間を改正後は第 7 条として、条文は、保育時間は 1 日 8 時間を原則とし、第 4 条に規定する開所時間の範囲内で、当該児童の保護者の労働時間、そ

の他家庭の状況等考慮して町長が定めるに改めるものでございます。現行第6条費用の納付は改正後は第8条、保育料として先ほどご説明した、せたな町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例で定める利用者負担額、（まちの区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額）とするものでございます。第2項は、町長は災害その他特別な理由があると認めるときは、保育料を減免することができるとするものでございます。現行第7条委任の条文は、改正後は第9条に改めるものでございます。

次に、別表で各保育所の名称、位置、定員を定めた表ですが、現在の利用児童数や今後の児童数の推計により、大成保育園の定員60人を20人、瀬棚保育所の定員80人を40人に改めるものでございます。参考までに大成保育園は26年度児童数20人ですが、27年度は10人、瀬棚保育所は26年度37人が27年度34人でございます。

44ページになりますけども、附則としまして、1項この条例は平成27年4月1日から施行する。2項としまして、改正後の第8条第1項の規定、これは保育料の関係ですが、この規定は施行の日以後の保育に係る保育料について適用し、施行日前の保育に係る保育料については、なお、従前の例によると定めるものでございます。

以上のように改正が広範囲にわたっておりますが、現場においては4月以降も今までとは変わりございません。子ども・子育て支援法施行により、保育所入所の際の利用者負担額や保育必要性などを定めるべき基準を規則で定めたことからの改正で、入所手続において多少変わりますが、児童の入所を妨げることはなく、利用者においては今まで同様に保育を受けることができます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第34号

○議長（菅原義幸君） 日程第14、議案第34号 せたな町立へき地保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町立へき地保育所条例の一部を改正する条例についてありますが、入所児童数の減少に伴いへき地保育所の定員等の見直しを図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） それでは 47 ページの新旧対照表でご説明申し上げます。この度の改正は、入所児童数の減少により丹羽へき地保育所を本年 3 月末で閉所することとなったことからの改正ですが、丹羽へき地保育所は、丹羽活性化センター建設に伴って、丹羽母と子の家取り壊し後は、丹羽町内会館を代替施設として今日まで開所してまいりました。近年は児童数の減少から国の設置基準の 10 人以下を下回ることもありましたが、保護者や地域から継続の要望が多かったことから 5 人以下になるまでは、開所することで行なっており、平成 26 年度は 12 名の入所児童がおりましたが、平成 27 年度の募集を行なったところ 2 人だけの申し込みとなり、ほかには北檜山保育所へ入所することとなりました。要因としては、玉川小学校が 3 月末で閉校し、北檜山小学校へ統合となることから保育所児童も北檜山保育所へ通わせたいという家庭が多くなったと考えられます。以前から保護者や地域との協議の中で 5 人以下になった際には、閉所することとしておりましたし、また今後の地域の児童数の推移を見ても年々減少することから、昨年 12 月末に保護者と話し合いを行い、理解をいただいたところでございます。そこで関係する条例の一部改正を行うもので、現行第 2 条の名称、位置及び定員を定めた条文、また第 3 条の開設期間の条文から丹羽保育所を削るものでございます。

次に若松保育所の定員、改正前 60 人を改正後は、現状に沿って 15 人に改めるものでございます。参考までに若松保育所は 26 年度の入所児童数は 7 人、27 年度は 6 人でございます。附則としまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 35 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 15、議案第 35 号 せたな町学童保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町学童保育所条例の一部改正する条例についてであります。子ども・子育て支援法の制定及び関係法令の施行に伴う児童福祉法の一部が改正されたことにより、学童保育所の定員等の見直しを図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議よろしく申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） それでは 51 ページの新旧対照表でご説明いたします。この度の改正は、子ども・子育て支援新制度において、学童保育所の利用対象が、従来小学校 4 年生まででしたが、小学校 6 年生までに拡大されたことによる改正でございます。第 1 条の改正前、小学校低、中学年学童等を、改正後は小学校に就学している児童（以下学童という）に改めるものでございます。

次に第 2 条の学童保育その名称、位置、教員の規定ですが、その中の北檜山学童保育所の定員、改正前 25 人を改正後は 40 人に改めるものでございます。この改正は、北檜山学童保育所の近年の利用児童数が定員を超えていることからによるものでございます。

次に第 8 条委の職員の規定ですが、従来、学童保育所に勤務する職員は、指導員という名称でしたが、新制度においては、呼び名が支援員という名称に変わることから改正後は支援員に改めるものでございます。附則として、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上です。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第36号

○議長(菅原義幸君) 日程第16、議案第36号 せたな町立北檜山幼稚園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 本案は、せたな町立北檜山幼稚園条例の一部を改正する条例についてであります。せたな町子どものための教育保育に関する利用者負担額を定める条例の制定により、保育料の額等が規定されたことから本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

教育委員会篠塚事務局長。

○教育委員会事務局長(篠塚三喜郎君) それはで内容に入らせていただきますが、その前に補足説明をさせていただきます。先ほど議案の第32号のせたな町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例におきまして、利用者負担額並びに減免等に関する内容を可決いただきましたので、本条例の一部改正につきましては、このことに伴う内容の変更でありますので、あらかじめご承知願います。

議案書は54ページであります。55ページの新旧対照表において説明させていただきます。条例改正の内容でございます。幼稚園保育料等の額は第4条であります。改正前5,500円、月額を改正後、保育料の額は、せたな町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例に定める利用者負担額、(町の区域外に居住する場合にあつては居住する市町村の定める額)とするに改定します。このことによりまして、利用者負担額は、同条例の施行規則により幼稚園は第1号認定となりまして、改正前の額を最高額としながら、世帯の階層区分により軽減措置が講じられることとなります。具体的な額につきましては、先般の両常任委員会におきまして提示し、説明させていただきましたのでご理解いただけると存じます。また、改正前の入園料、括弧内、入園時については新制度の性格上、毎年、入園の審査をすることになることから文言を整理しまして、初めて入園する園児に限ると改定し、入園料の負担についてを明確化しました。なお、入園料は教育・保育の直接の対価でないために、実費として徴収する保育料とわけて、設置する必要がありますので、現行の幼稚園条例に入園料を残し、新しい条例において保育料を利用者負担額とするものであります。減免の第6条であります。減免措置につきましては、保育料と同様に、せたな町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例に含まさせていただきます。

きましたので、このことにより改正前の第 6 条を削除し、第 7 条を改正後の第 6 条として繰り上げるものであります。附則としまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行を適用し、これ以前の保育料は従前の例によるものとしました。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 37 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 17、議案第 37 号 せたな町高齢者グループホーム条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町高齢者グループホーム条例等の一部を改正する条例についてであります。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、介護保険法の一部が改正され、改正後の介護保険法との整合性を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） それでは平成 26 年 6 月の介護保険法の一部を改正によりまして改正となる条例ですが、2 本ございます。新旧対照表により説明させていただきます。最初に 59 ページのせたな町高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例ですが、改正前の第 5 条中、第 8 条の 2 第 17 項を改正後は、第 8 条の 2 第 15 項に改めるものでございます。附則といたしまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に 60 ページをお開き願います。せたな町介護サービス事業条例の一部を改正する条例でご

ございます。第 1 条中、同条第 14 項を同条第 12 項に、及び同条第 18 項に規定する介護予防支援の事業を、句点同条第 16 項に規定する介護予防支援、句点第 115 条の 45 に規定する介護予防日常生活支援総合事業に改めるものでございます。

次に第 2 条第 3 項第 1 号では法第 8 条の 2、第 4 項を法第 8 条の 2 第 3 項に、第 2 号の法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護の事業を、法第 115 条の 45、第 1 項第 1 号ロに規定する 1 号通所事業に改め、3 号では法第 8 条の 2 第 8 項を法第 8 条の 2 第 6 項に改めるものでございます。4 項につきましては、法第 8 条の 2 第 17 項を法第 8 条の 2 第 15 項に改め、第 5 項では法第 8 条の 2 第 18 項を法第 8 条の 2 第 16 項に改めるものでございます。附則として、1 項でこの条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものとし、2 項では改正後の条例第 2 条第 3 項第 2 項の規定、平成 29 年 4 月 1 日から適用し、同日前の通所介護事業について、なお従前の例によるというものでございます。この度の介護保険法の一部改正によるものは、項が繰り上がったことが主なものでございますが、法律の条項が第 8 条から第 115 条に改正になった部分につきましては、介護予防給付事業から地域支援事業への移行となるもので、その開始が平成 29 年 4 月 1 日まで猶予されていることから経過措置として所要の規定を設けているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 38 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 18、議案第 38 号 せたな町母子健康センター条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町母子健康センター条例を廃止する条例についてであります。大成母子健康センターの老朽化等により当施設を廃止するため、本条例案を提案するのでございます。

内容については担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） それでは議案の 62 ページをお開き願いたいと思います。大成母子健康センターでございますが、昭和 46 年 12 月に開設以来 43 年を経過しておりまして、少子化による出産数の減少、母子保健事業等の受信者が減少したことにより、助産部門は廃止し、保健指導部門については休止している状況であります。このようなことから建物の老朽化も著しく、取り壊しも予定されているため、せたな町母子健康センター条例を廃止するものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案第 39 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 19、議案第 39 号 せたな町国民宿舎条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町国民宿舎条例の一部を改正する条例についてですが、国民宿舎の宿泊施設使用料の上限額を増額し、利用者へのサービス拡大を図るため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野産業建設課長。

○大成総合支所産業建設課長（佐野英也君） それでは議案書の 65 ページ新旧対照表によりご

説明申し上げます。今回の改正につきましては、昨年４月に上限額を改正し、利用者へのサービス提供を図ってきたところでありますが、特にゴールデンウィーク、お盆、正月などの利用者においては、食に対するニーズが多種多様で、現在の料金設定では対応できない部分があること。また、将来的な独自経営の可能性を見極める上でも営業収入の拡大を図ることが経営改善の戦略の一つとして捉えていることから、使用料の上限額を改正するものでございます。別表の右側の改正前の宿泊料、食事の朝食、夕食別の下線部分の上限額を改正後においては、宿泊料に朝食、夕食の２食分を含め、入湯税は除いた上限額に変更するものでございます。これにより改正後は、宿泊料一泊一人に付、食事料を含め、大人で１万６,５００円に。小学生においては１万２,５００円に。幼児は寝具を使用した場合の料金とし、食事料は含まない１,５００円の上限額とするものでございます。附則といたしまして、この条例は平成２７年４月１日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２０ 議案第４０号

○議長（菅原義幸君） 日程第２０、議案第４０号 せたな町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。せたな町立国保病院大成診療所の改築整備に伴い、位置に変更が生じたため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

国保病院小林事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 69 ページの新旧対照表をお開き願います。提案理由のとおり、第 2 条の名称及び位置でございますが、改正前せたな町立国保病院大成診療所、位置のせたな町大成区都 231 番地を、改正後は、せたな町大成区都 232 番地の 6 へ改めるものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で本日の議事は終了しましたので会議を閉じます。

予算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1 時 3 3 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年3月31日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 平 澤 等

署 名 議 員 石 原 広 務

平成２７年第１回せたな町議会定例会 第３号

平成２７年３月１３日（金曜日）

○議事日程（第３号）

- １ 諸般の報告
- ２ 予算審査特別委員会委員長報告
〔議案第１号から議案第１１号及び議案第４１号から議案第４６号〕
- ３ 議案第４１号 せたな町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- ４ 議案第４２号 せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- ５ 議案第４３号 せたな町介護保険条例の一部を改正する条例について
- ６ 議案第４４号 権利の放棄について（町営住宅使用料）
- ７ 議案第４５号 権利の放棄について（水道使用料）
- ８ 議案第４６号 指定管理者の指定について（せたな町営牧場）
- ９ 議案第 １号 平成２７年度せたな町一般会計予算
- 10 議案第 ２号 平成２７年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算
- 11 議案第 ３号 平成２７年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算
- 12 議案第 ４号 平成２７年度せたな町介護保険事業特別会計予算
- 13 議案第 ５号 平成２７年度せたな町介護サービス事業特別会計予算
- 14 議案第 ６号 平成２７年度せたな町簡易水道事業特別会計予算
- 15 議案第 ７号 平成２７年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算
- 16 議案第 ８号 平成２７年度せたな町公共下水道事業特別会計予算
- 17 議案第 ９号 平成２７年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算
- 18 議案第10号 平成２７年度せたな町風力発電事業特別会計予算
- 19 議案第11号 平成２７年度せたな町病院事業会計予算
- 20 議案第47号 平成２６年度せたな町一般会計補正予算（第10号）
- 21 議案第48号 指定管理者の指定について（国民宿舎「あわび山荘」）
- 22 議案第49号 訴えの提起について
- 23 意見案第１号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書
- 24 意見案第２号 農業委員会改革に関し慎重な論議を求める意見書
- 25 意見案第３号 農協関係法制度の見直しに関する意見書
- 26 意見案第４号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書
- 27 意見案第５号 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書
- 28 発議第 １号 せたな町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 29 発議第 ２号 総務厚生常任委員会、産業教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における事務継続調査の申し出について

○出席議員（１１名）

１番	奥村喜美男君	２番	本多浩君
３番	大野一男君	５番	平澤等君
６番	石原広務君	７番	小平久君
８番	澤田光子君	９番	大湯圓郷君
１０番	細川伸男君	１１番	熊野主税君
１２番	菅原義幸君		

○欠席議員（０名）

１．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会委員長	田井重久君
農業委員会会長	三上博則君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

１．町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（１）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高野利廣君
総務課長	西村晋悟君
財政課長	高田威君
税務課長	堂端重雄君
町民児童課長	中野真一君
保健福祉課長	丹羽優君
産業振興課長	鎌田勝幸君
建設水道課長	原進君
出納室長	原田一美君
国保病院事務局長	小林安晴君
総務課まちづくり推進室長	黒澤智彦君
総務課長補佐	高橋純君
財政課長補佐	神田昌君
税務課長補佐	横川忍君
町民児童課長補佐	佐々木真由美君
町民児童課長補佐	坂谷洋二君
保健福祉課長補佐	西田良子君

保健福祉課長補佐	元	島	敬	二	君
産業振興課長補佐	佐	藤	英	美	君
産業振興課長補佐	八	木	忠	義	君
産業振興課長補佐	洪	田	彰	人	君
建設水道課長補佐	松	本	健	裕	君
建設水道課長補佐	尊	保	和	仁	君
出納室長補佐	関		功	悦	君
国保病院事務局次長	小	板橋		司	君
総務課主幹	阪	井	世	紀	君
税務課主幹	佐々	木	正	人	君
町民児童課主幹	濱	登	幸	恵	君
保健福祉課主幹	上	野	宏	行	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
産業建設課主幹	三	浦	剛	大	君
産業建設課主幹	浜	高	正	明	君
農業センター副所長	沼	口	英	樹	君
建設水道課主幹	久津	間		智	君
建設水道課主幹	上	田	一	男	君
建設水道課主幹	平	田	大	輔	君
国保病院事務局主幹	伊	勢	千	佳子	君

《大成総合支所》

総合支所長	岡	崎	邦三郎	君
産業建設課長	佐	野	英也	君
地域町民課長補佐	木	村	一夫	君
地域町民課長補佐	萩	原	勝幸	君
産業建設課長補佐	沖	崎	孝純	君
産業建設課長補佐	杉	村	彰	君
国保病院大成診療所事務長	古	守	幸治	君
地域町民課主幹	中	川	讓	君
大成水産種苗育成センター主幹	栄	田	武志	君

《瀬棚総合支所》

総合支所長	駒	谷	正	義	君
産業建設課長	福	士	裕	継	君
養護老人ホーム三杉荘所長	新	保	修	二	君
地域町民課長補佐	濱	口	喜	秋	君
産業建設課長補佐	松	岡	義	明	君

国保病院瀬棚診療所事務長	高	木	雅	彦	君
地域町民課主幹	古	畑	英	規	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平	賀	英	治	君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長	成	田	円	裕	君
教育委員会事務局長	篠	塚	三	喜郎	君
大成教育事務所長	辻		雄	一	君
教育委員会事務局次長	丹	羽	小	百合	君
瀬棚教育事務所長	三	浦	孝	史	君
給食センター副所長	早	川	克	紀	君
教育委員会事務局主幹	増	田	和	彦	君
教育委員会事務局主幹	上	野	朋	広	君
教育委員会事務局主幹	黒	澤	美	知子	君
北檜山幼稚園長	鎌	田	郁	美	君
大成教育事務所主幹	杉	村	輝	明	君
社会教育係長	奥	村	大	樹	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	吉	崎	照	人	君
---------	---	---	---	---	---

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	西	村	晋	悟	君
書記次長	高	橋		純	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	佐々木	正	則	君
事務局次長	横	川	洋	二 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	佐々木	正	則	君
事務局次長	横	川	洋	二 君
事務局書記	松	林		功 君

開議 午後 4時20分

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さん、予算審査大変ご苦労様でございました。
ただ今の出席議員 11 名で定足数に達していますので定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第 1 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第 1、諸般の報告は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第 2 予算審査特別委員会委員長報告

○議長（菅原義幸君） 日程第 2、予算審査特別委員会に付託した議案第 1 号から第 11 号までと議案第 41 号から第 46 号までの予算審査特別委員会における審査について特別委員会委員長の報告を求めます。

小平委員長。

○7 番（小平 久君） ただ今の件について本議会定例会初日の 3 月 4 日、本予算審査特別委員会に付託された平成 27 年度各会計予算、議案第 1 号から議案第 11 号までと関連条例案など、議案 41 号から議案第 46 号までの計 17 件について、予算審査特別委員会の審査結果をご報告申し上げます。当特別委員会は 3 月 12 日、13 日に委員会を再開し、各会計歳入歳出予算書及び附属書類について説明を受け、質疑を行い慎重かつ精力的に審査した経過において、議案 17 件はすべて原案可決と決定いたしました。

議長に進言いたします。当特別委員会は議長を除く 10 名で構成されており、審議は十分に尽くされておりますので、全 17 議案とも質疑を省略し、討論採決に入られることを進言して、せとな町議会予算審査特別委員会の審査報告といたします。

よろしくお願いします。

○議長（菅原義幸君） ただ今の予算審査特別委員会委員長報告は、全 17 議案を原案可決と決したとするものです。

また、特別委員会は議長を除く 10 名で構成され、審査は十分に尽くされているので、質疑を省略し、討論、採決に入られたいとの進言がありましたので、委員長進言どおり取り進めます。

◎日程第 3 議案第 41 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 3、議案第 41 号 せとな町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより議案第 41 号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第42号

○議長(菅原義幸君) 日程第4、議案第42号 せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

議案第42号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第43号

○議長(菅原義幸君) 日程第5、議案第43号 せたな町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第43号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第44号

○議長(菅原義幸君) 日程第6、議案第44号 権利の放棄についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第 44 号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 7 議案第 45 号

○議長(菅原義幸君) 日程第 7、議案第 45 号 権利の放棄についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第 45 号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 8 議案第 46 号

○議長(菅原義幸君) 日程第 8、議案第 46 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第 46 号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 9 議案第 1 号

○議長(菅原義幸君) 日程第 9、議案第 1 号 平成 27 年度せたな町一般会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

最初に反対討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 次に賛成討論を許します。

平澤議員。

○5番（平澤 等君） 賛成討論をします。

私は平成27年度一般会計予算案に対し、賛成の立場で討論いたします。前年対比2.1%、1億8,868万円増の総額90億8,059万5,000円は、10年前の合併時、義務的経費の負担割合が高く、一時、財政非常事態宣言の発布など、財政健全化に向けて町理事者、全町民が一体となって努力して来た成果が今日に現われていると確信しております。本年は合併10周年を迎えるにあたり、様々な記念行事が企画されておりますほか、懸案であった町民プールや瀬棚区養護老人ホームの改築に向けた基本設計予算や、魅力的な店舗づくり対策、さらに瀬棚、大成総合支所の改修整備や統合消防庁舎の建設、学校においてはICT教育の実施など盛沢山の事業であります。町理事者におかれましては、今後とも行財政改革に努力され、健全財政を維持されると共に、さらなる町民の生活、福祉向上に向けた対策に鋭意努力される事を期待して、賛成討論といたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第10、議案第2号 平成27年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第11、議案第3号 平成27年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第4号

○議長(菅原義幸君) 日程第12、議案第4号 平成27年度せたな町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第4号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第5号

○議長(菅原義幸君) 日程第13、議案第5号 平成27年度せたな町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第5号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第6号

○議長（菅原義幸君） 日程第 14、議案第 6 号 平成 27 年度せたな町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより議案第 6 号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 15 議案第 7 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 15、議案第 7 号 平成 27 年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより議案第 7 号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 16 議案第 8 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 16、議案第 8 号 平成 27 年度せたな町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより議案第 8 号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 17 議案第 9 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 17、議案第 9 号 平成 27 年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより議案第 9 号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 18 議案第 10 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 18、議案第 10 号 平成 27 年度せたな町風力発電事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより議案第 10 号について採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決しました。

◎日程第 19 議案第 11 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 19、議案第 11 号 平成 27 年度せたな町病院事業会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより議案第 11 号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 20 議案第 47 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 20、議案第 47 号 平成 26 年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その 4 でございます。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に 1,418 万 6,000 円を追加し、総額を 94 億 210 万 9,000 円とするものでございます。

その主な内容でございますが、地方創生のための地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業などについて補正をお願いするものでございます。

また予算に併せまして繰越明許費の追加 1 本をお願いしております。

内容につきましては担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） それでは議案その 4 の 3 ページをお開き願います。第二表繰越明許費補正の追加でございます。過日可決いただきました地域活性化・地域住民生活等移住支援交付金事業において、内閣府の担当部署との協議の結果、大成ヘリポート整備などの一部事業が対象外となったことから交付金に見合う対象事業分を新たに追加するものでありまして、それらに係る経費を前倒しで予算措置するものであります。

5 ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。2 款総務費、6 目基金管理費 3 万円の追加でございます。社会福祉のために役立ててほしいとして、ふるさと応援寄附金として道外の方 1 件から寄附がありましたので、その額の積立てをお願いするものでございます。15 目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費 1,415 万 6,000 円の追加は、前段にご説明いたしましたように過日可決いたしました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業において、内閣府の担当部署との協議の結果、大成ヘリポート整備などの一部事務が対象外となったことから、交付金に見合う対象事業も新たに追加するものであり、11 節需用費は婚姻届記念品贈呈事業として、せたな町に婚姻届を提出された夫婦に対し、末永い幸せを記念する婚姻の証として、婚姻証明ファイルを贈呈するものであります。19 節負担金補助及び交付金の合併 10 周年記念町民提案事業補助金は、町民自らが実施し、後年においても継続開催する企画提案イベント事業を支援し、町民の一体感の情勢と交流人口の増加を図る事業への補助、また移住定住促進住宅奨励金は、町内に住宅を建設または購入するものに対し、住宅奨励金を交付し移住定住化地域経済の活性化を図るものであり、これらに係る経費の追加をそれぞれお願いするものであります。なお、事業の実施につきましては、前段に説明したとおり翌年度へ繰り越すものでございます。

また新年度予算においても、類似の事業がございますことから新年度開会の議会において、改めてそれらの部分の減額補正をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

これらに係る歳入でございますが、9 款 1 目ともに地方交付税 1,415 万 6,000 円の追加につきましては、特別交付税の追加でございます。

16 款寄附金、2 目ふるさと応援寄附金 3 万円の追加は、道外在住の方お一人からの寄附分でございます。ただ今ご説明いたします内容によりまして、一般会計補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 4 8 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 21、議案第 48 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、指定管理者の指定についてであります。国民宿舎あわび山荘の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため指定管理者を指定するものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議まいりますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野産業建設課長。

○大成総合支所産業建設課長（佐野英也君） それではご説明申し上げます。本提案は国民宿舎あわび山荘の指定管理期間が本年 3 月末をもって終了することから、新たに指定管理者を公募したところ 1 件の申し込みがあり、先般開催されました選定委員会において指定管理者の候補者選

定となったことから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

1、公の施設の名称は、国民宿舎あわび山荘、2、指定管理者となる団体の名称及び所在地は、一般財団法人貝取澗温泉公社、久遠郡せたな町大成区貝取澗 388 番地、3、指定の期間は平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 1 年間です。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 22 議案第 49 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 22、議案第 49 号 訴えの提起についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は訴えの提起であります。先般、議会全員協議会でもご報告申し上げましたとおり、せたな町老人ホーム三杉荘の給食業務委託におきまして、株式会社日総が契約どりの食材費を使用していなかったことから、食材費の返還を求める訴訟を起こすものであります。地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号により、議会議決が必要となることからを提案するものであります。

内容については三杉荘所長から説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

養護老人ホーム三杉荘新保所長。

○養護老人ホーム三杉荘所長（新保修二君） 議案第 49 号訴えの提起についてであります。次のとおり食材費不当利得返還請求の訴えを提起したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。平成 27 年 3 月 13 日提出、せたな町長。記、1 当事者、原告となるべきものせたな町、被告となるべきもの札幌市東区東苗穂 3 条 3 丁目 1 番 31 号、株式会社

日総、2、請求の要旨、被告となるべき者は瀬棚養護老人ホーム三杉荘における給食業務の委託をせたな町からを受けていた期間に、食材費において契約どおりの金額を使用せずに、不当に利得を行っていたので、その返還を求めるものであり、食材費不当利得返還請求の訴えを提起したい。3、本件に関する取扱い、本件の訴訟は弁護士に一任する。この議案につきましては、先ほど副町長からの説明にもありましたように、三杉荘における給食業務委託におきまして、契約の食材費が約 60%から 71%しか使われておらず、顧問弁護士を通じてこれの差額の返還を求めてきたところであります。議会の全員協議会でも申し上げましたとおり、相手側は返還ではなく利益の寄付の一点張りであり、町としては契約金との差額の返還を求めるものであります。相手側が今までに示した金額を上回るか、下回るか、どのような文言になるかは判決が出なければわかりませんが、顧問弁護士が言うようにこれ以上は訴訟しかないということから、食材費不当利得返還請求の訴えを提起するものであります。

どうぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

全議案の審議が終了するまで、会議時間を延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、会議時間を延長することに決しました。

◎日程第 23 意見案第 1 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 23、意見書案第 1 号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

澤田光子議員。

○8 番（澤田光子君） 意見案第 1 号ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意

見書、現在ドクターヘリは全国 36 都道府県に 44 機が導入され、医師が救急現場で直ちに医療を開始できる上、搬送時間が短縮されることから、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果を上げている。ドクターヘリの運航費用については、厚生労働省により医療提供体制推進事業補助金により、運営自治体に対して財政支援が図られている。ドクターヘリは、地域によって出動件数や飛行距離に差異が生じることから、補助金の算定に当たっては地域の実態を的確に反映したものとすることが不可欠である。事業を完全に安定して継続していくためには、実態をよく踏まえた上で、基準額を設定することが求められる。また近年ヘリコプター操縦士の高齢化が進んでおり、国内における操縦士の養成規模が小さいため、今後、退職に伴う操縦士不足が事業運営に支障を来す恐れがある。よって、国においては将来にわたって、ドクターヘリを安定して運用していくために、下記の事項を実施するよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、提出するものであります。

議員各位の皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

(「よし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、意見書書案第 1 号は可決され関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第 24 意見案第 2 号

○議長(菅原義幸君) 日程第 24、意見書第 2 号 農業委員会改革に関し慎重な議論を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本多浩議員。

○2 番(本多 浩君) 意見案第 2 号、農業委員会改革に関し慎重な議論を求める意見書、政府は成長戦略の一つに農業委員会等の一体改革を掲げ、昨年 6 月 24 日に農業委員会等の見直しなどを盛り込んだ規制改革実施計画を閣議決定した。ほか農林水産業、地域の活力創造本部が決定した。地域の活力創造プランの改訂版に農業委員会等の改革を盛り込むなど、その方向性を示しています。今後も本道の農業が我が国の食料安定供給に重要な役割を果たしていくためには、地域の実情に合った農業政策が必要であり、農業委員会等の見直しの検討に当たっては、当事者で

ある農業員会や農業者など関係者の意見を広く聞き、地域の実情を十分把握した上で、慎重な議論を尽くすことが求められているところでもあります。よって、国においては農業委員会制度組織のあり方を見直すに当たり、慎重かつ丁寧な討論を行うよう強く要請するものであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出します。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第 2 号は可決され関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第 25 意見案第 3 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 25、意見書案第 3 号 農協関係法制度の見直しに関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平澤等議員。

○5 番（平澤 等君） 意見案第 3 号農協関係法制度の見直しに関する意見書でございます。国は農業の成長産業化に向けてた農業に関する改革を推進するため、昨年 6 月農林水産業地域の活力創造プランを改定するとともに、規制改革実施計画を閣議決定し制度の検討を行なっている。規制改革をめぐる国の一連の動きについては、生産現場などから J A グループ北海道の自己改革が尊重されない農業改革では、農協系統組織の持つ機能が損なわれ、本道農業や地域の持続的発展に支障を来すおそれがあるとの懸念が上がっている。よって、次の 4 点の措置を講ずるよう強く要請する。

1、食料の安定供給地域の振興については、農協法の目的に明確に位置付けし、事業目的の見直しに当たっては協同組合の基本的性格を維持すること。2、准組合員は、農業や地域経済の発展とともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など、地方創生のためにも准組合員の利用制限は行わないこと。3、J A 連合会の協同組合としての事業、組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強制しないこと。4、中央会制度については、J A グループの意思を結集する機能、J A グループを代表する機能、J A グループをサポ

一トする機能を十分に発揮できるよう農業法に位置付けること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第 3 号は可決され関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第 26 意見案第 4 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 26、意見書案第 4 号 T P P 交渉等国际貿易交渉に係る意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本多浩議員。

○2 番（本多 浩君） 意見書案第 4 号、T P P 交渉等国际貿易交渉に係る意見書、T P P 交渉については、大筋合意に向けて閣僚会議や首席交渉官会合、日米二国間協議などが継続的に行われてきます。また交渉内容については、米の特別輸入枠設定や牛肉、豚肉の関税引き下げなどが報じられており、引き続き予断を許さない状況が続いています。T P P は、農業だけの問題ではなく国民に一人ひとりの暮らしや地域社会の将来へ極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま、交渉を進めることは決して国益にかなうものではありません。このため、これまでも多くの国民や道民、地方議会と自治体首長はT P P 交渉への参加に反対し、慎重な対応を求めています。つきましては、1、政府は平成 25 年 4 月、衆参両院農林水産委員会における決議、環太平洋パートナーシップ、T P P、協定交渉参加に関する件について遵守するとともに、決議が遵守できない場合は、T P P から脱退すること。二つ目、E P A、F T A等のすべての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持すること。以上 2 事項について要請するものであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出します。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。
質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、意見書案第 4 号は可決され関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第 27 意見案第 5 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 27、意見書案第 5 号 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平澤等議員。

○5 番（平澤 等君） 意見書案第 5 号でございます。農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書でございます。平成 22 年度以降、農業農村整備事業については大幅に縮減され、計画していた事業が進められないなど、現場のニーズに十分応えられていない実態がありました。平成 24 年度から現政権下のもと予算規模は回復をしてくれているものの、いまだ平成 21 年度以前の水準に思えない状況であることから、政府においては農業農村整備事業の重要性を評価し、下記 3 点について最大限配慮するよう強く要望いたします。

一つ、これまでに計画的に進められてきた実施中の事業や実施に向け準備を進めている事業が円滑に進められるよう措置を講ずること。2、今後これまでに建設された農業水利施設の老朽化に対応した計画的な補修や更新による施設の長寿命化が円滑に進められるよう事業予算を確保すること。3、土地改良事業や農地中間管理機構をフル活用した農地の大区画化の推進及び農村集落が持っている共同体機能を生かした農地、用水、森林、景観、環境などの地域資源の管理を強化するためにも必要な事業予算を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。
質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第 5 号は可決され関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第 28 発議第 1 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 28、発議第 1 号 せたな町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出議員の説明を求めます。

石原広務議員。

○6 番（石原広務君） ただ今上程されました発議第 1 号せたな町議会委員会条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。この発議は議会運営委員会の委員で提案するものです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。その内容についてはご理解いただけるものと思います。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。

質疑を省略し討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、発議第 1 号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 29 発議第 2 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 29、発議第 2 号を議題といたします。総務厚生常任委員会委員長、産業教育常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手許に配付のとおり、議会閉会中における継続事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で本定例会に付議された全ての事件の審議は終了いたしました。

以上で会議を閉じます

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） これをもって平成 27 年第 1 回せたな町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたってご苦勞様でした。

閉会 午後 5 時 10 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年3月31日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 平 澤 等

署 名 議 員 石 原 広 務